

東浦町地域福祉計画

平成 28 年 3 月
知多郡東浦町

はじめに



急速に少子高齢化や核家族化が進む中、地域の問題としても、ひとり暮らし高齢者の増加、地域間関係の希薄化、地域活動の後継者不足が顕著になってきています。

すべての方が地域で安心して暮らせるまちづくりのため、住民、地域、関係機関、行政それぞれが持つ力を発揮し、連携協力して地域福祉に取り組んでいくことが重要となっています。

本町では、そのような状況の中で、より効果的に地域福祉の推進を図るため、東浦町地域福祉計画を策定しました。

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、支える、支えられる一方的な関係ではなく、すべての方がお互いに支え合う地域を築き、みんながみんなの力になれる集える地域を目指し、基本理念は、「みんなが笑顔で支え合う 集えるまち」といたしました。

また、基本理念を達成するため、「居場所」「安心」「協力」「思いやり」をテーマとした4つの基本目標を設定して、子どもから高齢者までのすべての方が生きがいを持つことができるまちづくりを目指します。

本計画の施策の展開は、福祉分野の効果だけにとどまらず、地域全体の活性化とすべての住民が笑顔につながっていくものと信じています。

今後、住民、地域、関係機関、行政などが、より一層お互いに連携協力して、さらなる地域福祉の推進に努めていきたいと考えています。どうか、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見や思いを提言していただいた東浦町地域福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、住民意識アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました住民の皆様にご心より厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

東浦町長

神谷明彦

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	5
4	策定への流れ	6
第2章	東浦町の地域福祉の現状	
1	人口と世帯数の推移	7
2	高齢者について	10
3	障がい者について	11
4	子どもの状況について	12
5	生活保護受給者数について	14
6	コミュニティの加入率について	14
7	ボランティア登録数について	14
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	15
2	基本目標	16
3	計画の圏域	25
4	計画の体系	26
第4章	施策の展開	
	基本目標1	27
	基本目標2	31
	基本目標3	37
	基本目標4	40
第5章	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制	43
2	計画の評価方法	43
3	第2期地域福祉計画に向けて	44
4	計画の普及啓発	44

参考資料

- 1 東浦町地域福祉推進委員会運営規則・・・・・・・・・・ 4 5
- 2 東浦町地域福祉推進委員名簿・・・・・・・・・・ 4 7
- 3 東浦町地域福祉推進委員会検討経過・・・・・・・・・・ 4 8
- 4 作業部会の経過・・・・・・・・・・ 4 9
- 5 作業部会最終報告・・・・・・・・・・ 5 1
- 6 東浦町地域福祉計画に係るアンケート調査結果・・・・・・・・ 5 5

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 背景

近年は、高齢化の進展が著しく、2025年には今まで社会を支えてきた団塊の世代の方が75歳以上となり、医療や介護が必要となる方が増えてきます。障がい者も年々増加し、支援が必要となっていますし、少子化の進行を防ぐために、子育て支援も今まで以上に重要となっています。

また、近年の経済状況の悪化や雇用形態の変化により、非正規雇用者の増加で失業のリスクが高まり、経済的な困窮から支援が必要な方も増えています。さらに、ひきこもり、うつ病などの精神疾患の発症、孤独死、自傷自殺行為、家庭内暴力やドメスティックバイオレンス、虐待などが新たな社会問題として浮かび上がっています。これらの問題は、家庭の問題として表面化しにくく、見逃されがちですが、様々な制度の「はざま」にあって、非常に重大で解決の難しい地域の問題となっています。

家族のあり方も、核家族の増加、晩婚化に伴う子どもの減少、未婚率の上昇による単身者の増加、長寿化による高齢世帯及び一人暮らし高齢者の増加など、多様化しています。

一方、阪神淡路大震災、東日本大震災などの支援を通じて、ボランティア意識も高まってきました。また、日本全国で、地域の課題を解決するためのNPO法人も多く立ち上がり、行政の支援に頼るだけでなく、自分たちの課題は自分たちで解決しようという動きも活発になってきました。

東浦町も、高齢化が進んできています。また、制度の「はざま」で困っていても声を上げることのできない方も多くいるのではないのでしょうか。地域の問題は、複雑、多様化していて、簡単に解決することはできません。

そのような状況の中で、地域の住民が、安心して地域で住み続けるために、行政としての役割や、住民同士で何ができるのか、ボランティア、NPO法人、福祉施設などはどのように地域のために活動できるのか。それぞれが今後、どのように地域福祉に関わっていくことが望ましいのかについてまとめる必要があり、この地域福祉計画を策定することとしました。

(2) 計画の法的根拠

平成 12 年 6 月に、社会福祉事業法が抜本的に改正され、「社会福祉法」が制定されました。社会福祉法第 1 条で、地域福祉とは「地域における社会福祉」と定義されています。また、第 4 条に地域福祉の推進として「地域住民、社会福祉を目的とする者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。つまり、地域に生活するものすべてが地域福祉の推進に努めなければならないということです。

また、計画の策定に関しては、社会福祉法第 107 条に市町村は、地域福祉計画を策定する場合は、あらかじめ、地域で生活するものすべての意見を反映させるよう努めることと規定されています。

社会福祉法抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

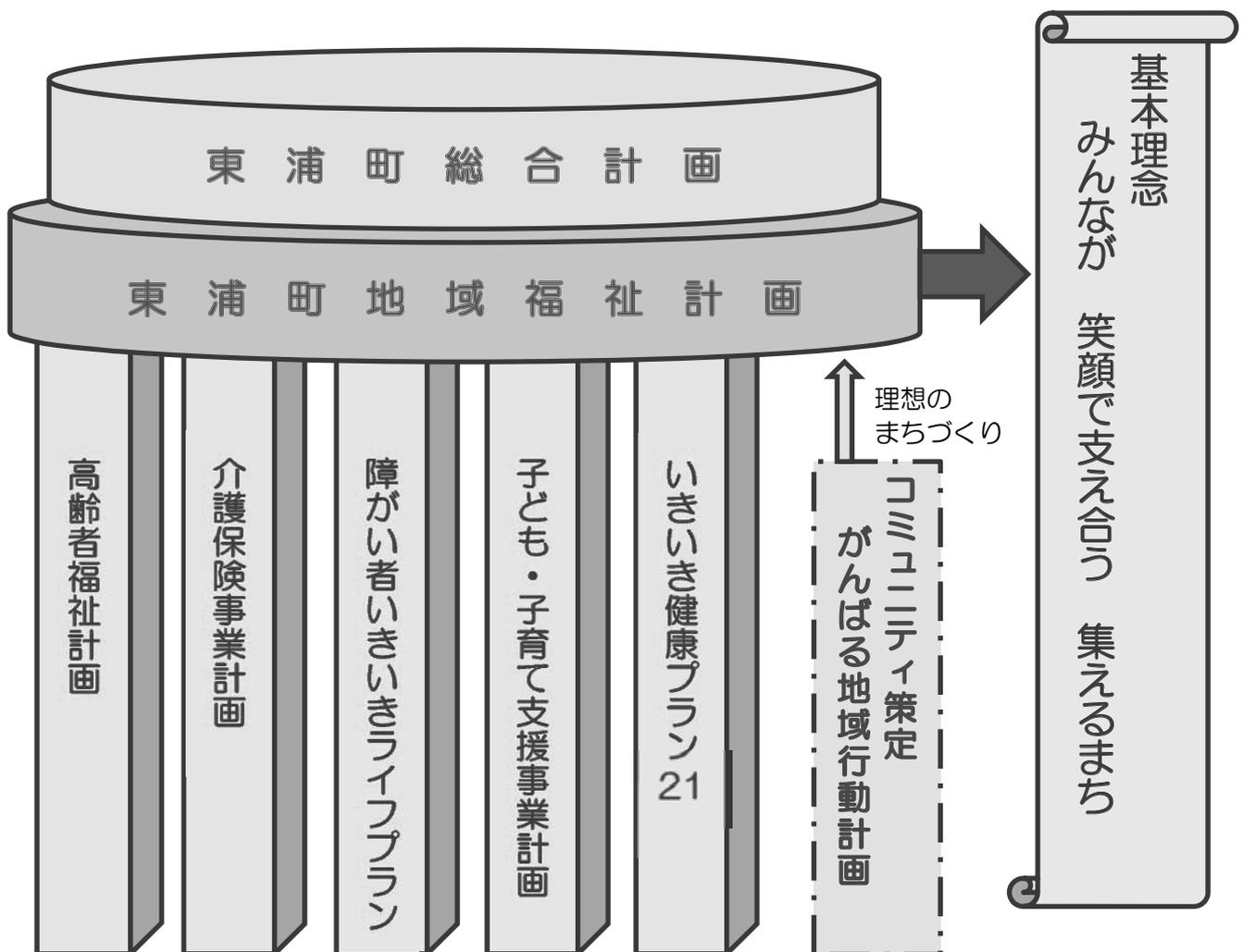
第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画の位置付け

(1) 総合計画、分野別計画との関係

本町には、まちづくりの指針となる第5次東浦町総合計画があります。地域福祉計画は、第5次東浦町総合計画に基づき、より具体的に地域福祉を推進することを目的に策定しました。

また、行政計画である「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障がい者いきいきライフプラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき健康プラン 21」などの分野別計画や、コミュニティが地域住民の声を集約した「がんばる地域行動計画」もすでに策定されています。これらの計画と地域福祉計画は、密接な関係を持ちつつ、「みんなが笑顔で支え合う集えるまち」を目指し、さまざまな分野ごとに目的の達成を目指しているものです。



(2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画には、社会福祉法第 107 条に次のアからウのように盛り込むべき事項が定められています。また、厚生労働省社会・援護局長からの通知により、次のエ及びオの事項も地域福祉計画に盛り込むこととされています。

ア 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ウ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

エ 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

オ 生活困窮者自立支援法策について必要な事項

上記のほかには、特に定めはありませんが、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障できるように配慮して、必要な事項を盛り込んでいく必要があります。

社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の期間

(1) 計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年とします。

なお、地域福祉計画は、東浦町の福祉、健康を包括的に定める計画であり、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障がい者いきいきライフプラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき健康プラン 21」などの分野別計画と連携を図るとともに、計画の期間をできる限り統一するべきであると考えます。

また、制度や施策の改正や分野別計画の状況などを踏まえ、前期 2 年、後期 3 年に分けて見直しを行います。

各分野別計画の施策期間

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
総合計画	第5次計画(10年) →							
地域福祉計画		策定期間		前期	後期			
高齢者福祉計画	第5期(3年)	→						
介護保険事業計画	第6期(3年)	→						
障がい者いきいきライフプラン	第3期(3年)	→						
子ども・子育て支援事業計画	後期(5年)	→						
いきいき健康プラン21	後期計画(5年)		→					

(2) 計画策定後の評価

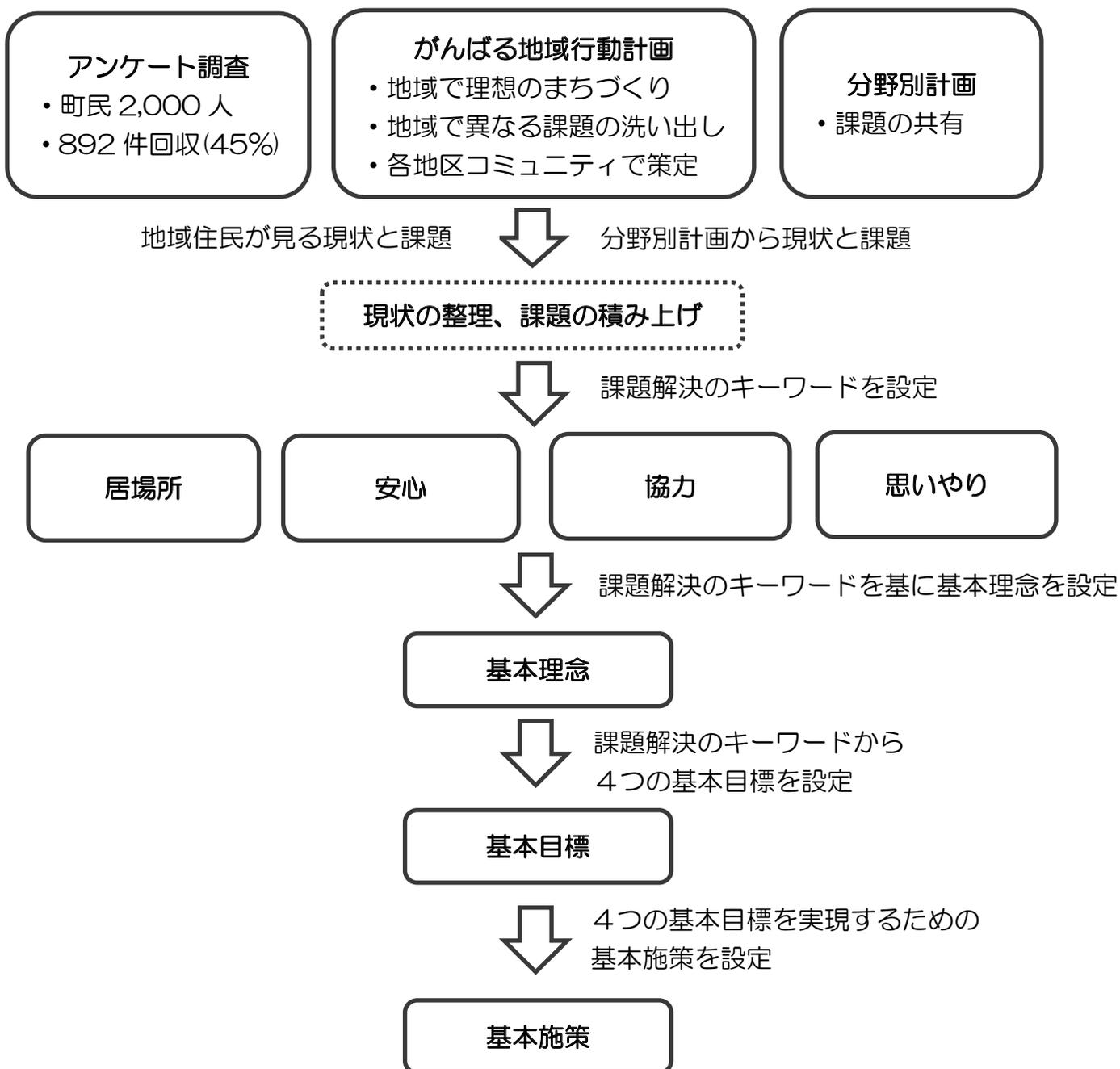
東浦町としては、地域福祉計画を策定することが目的ではなく、「みんなが笑顔で支え合う集えるまち」とすることが目的です。地域福祉計画は、その目的を達成するための手段と考えていますので、地域福祉を推進するための過程や実績は、公表することが必要であると考えています。

また、年に 1 度、地域福祉推進委員会を開催し、計画の進捗状況やその内容を審議するとともに、ホームページなどで経過を公表し、多くの方に地域福祉に興味を持っていただき、様々なご意見をいただきたいと考えています。

4 策定への流れ

計画策定までの流れとして、各地区コミュニティで策定したがんばる地域行動計画及び東浦町地域福祉計画に関する住民意識アンケートから、地域の課題を抽出し、計画に反映しました。また、分野別計画と課題の共有を図り、施策の整理を行いました。

現状の整理、課題の積み上げから、課題解決のキーワードとして「居場所」、「安心」、「協力」、「思いやり」の4つを設定しました。課題解決のキーワードを基に基本理念を定め、4つの課題解決のキーワードから基本目標を掲げ、基本目標を実現するための基本施策を定めました。



第2章 東浦町の地域福祉の現状

1 人口と世帯数の推移

(1) 男女別人口と世帯数

東浦町の人口は平成27年4月1日現在で50,282人です。昭和60年から人口・世帯数とも、年々増加しており、世帯数は昭和60年と比較して、2倍近くに増えています。

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年 (推計値)
男	19,064	21,287	24,315	25,233	25,264	25,533
女	19,140	21,426	24,178	24,844	25,018	25,232
合計	38,204	42,713	48,493	50,077	50,282	50,765
世帯数	10,714	13,073	16,866	18,998	19,782	-

(各年4月1日現在)

(平成32年推計値：国立社会保障・人口問題研究所出典)

(2) 世代構成別人口

0歳～14歳の年少人口は、昭和60年から約3割減少していることに対して、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年から約4倍となっており、なかでも75歳以上の後期高齢者人口が、急激に増加しています。

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年 (推計値)
0歳～14歳	9,689	7,393	8,049	7,743	7,167	6,462
15歳～64歳	25,738	30,269	32,751	32,607	31,365	31,291
65歳～74歳	1,707	2,872	4,688	5,745	6,622	6,352
75歳～	1,070	1,734	3,005	3,982	5,128	6,660
合計	38,204	42,268	48,493	50,077	50,282	50,765

(各年4月1日現在)

(平成32年推計値：国立社会保障・人口問題研究所出典)

(3) 高齢化率の推移

東浦町の高齢化率は、全国の高齢化率と比較して下回っている状況ですが、平成 27 年は愛知県とほぼ同じです。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
東浦町	13.4	16.4	19.9	23.4
東海市	12.9	15.7	18.7	20.3
大府市	12.4	14.7	17.5	20.3
知多市	12.9	16.2	20.6	24.7
愛知県	14.5	17.2	20.3	23.6
全国	17.3	20.1	23.0	26.4

各年 10 月 1 日現在（平成 27 年のみ 4 月 1 日現在）

(4) 行政区別人口と世帯数

石浜、藤江地区以外では、どこの地区においても高齢者の割合が 20%を超えています。特に森岡地区の高齢者の割合は 30%近くになっています。

	世帯数	人口	0 歳～14 歳	15 歳～64 歳	65 歳～74 歳	75 歳～	高齢者割合(%)
森岡	3,052	7,606	1,039	4,358	1,215	994	29.0
緒川	3,466	8,652	1,268	5,258	1,153	973	24.6
新田	3,035	8,096	841	5,144	1,253	858	26.1
石浜	4,345	10,848	1,917	6,815	1,202	914	19.5
石浜西	924	2,220	292	1,349	373	206	26.1
生路	2,127	5,634	824	3,623	665	522	21.1
藤江	2,833	7,226	986	4,818	761	661	19.7

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

(5) 小学校区別人口と世帯数

森岡小学校区、緒川小学校区、卯ノ里小学校区において、高齢者の割合が高くなっています。

	世帯数	人口	0 歳～14 歳	15 歳～64 歳	65 歳～74 歳	75 歳～	高齢者割合(%)
森岡小学校	3,052	7,606	1,039	4,358	1,215	994	29.0
緒川小学校	3,466	8,652	1,268	5,258	1,153	973	24.6
卯ノ里小学校	3,035	8,096	841	5,144	1,253	858	26.1
片葩小学校	3,776	9,137	1,428	5,803	1,061	845	20.9
石浜西小学校	1,318	3,465	719	2,112	402	232	18.3
生路小学校	2,127	5,634	824	3,623	665	522	21.1
藤江小学校	3,008	7,692	1,048	5,067	873	704	20.5

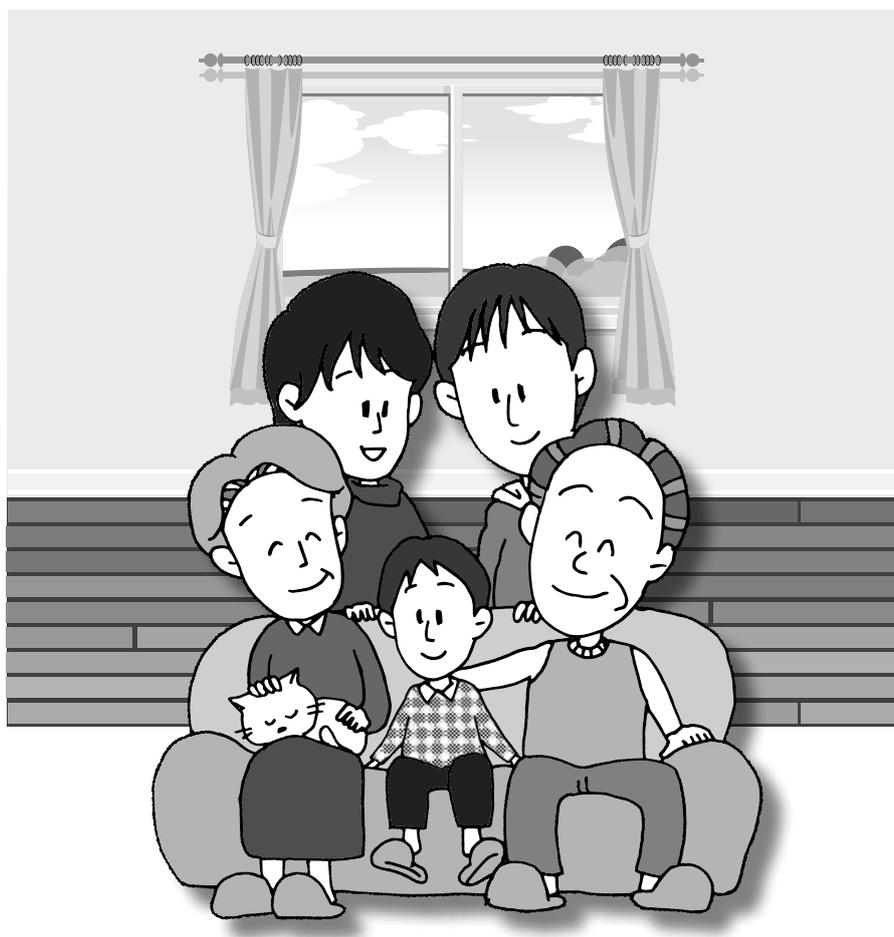
(平成 27 年 4 月 1 日現在)

(6) 外国人の人口

昭和 60 年から約 20 倍に増えています。

	昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
森岡	16	45	58	94	91
緒川	6	15	61	112	119
新田	3	24	28	57	60
石浜	16	32	59	137	187
石浜西	15	238	830	709	488
生路	1	11	27	80	92
藤江	5	80	111	240	221
計	62	445	1,174	1,429	1,258

(各年 4 月 1 日現在)



2 高齢者について

(1) 要介護・要支援認定者数

東浦町の高齢化率は、23.3%（65歳以上 11,750人）、介護保険制度を利用する要介護・要支援認定者（第1号被保険者）は、平成27年3月末日現在で1,820人です。年々増加傾向にあり、団塊の世代が高齢者となる今後においても、さらに増加することが予測されます。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
要支援1	55	99	170	195
要支援2	-	-	180	235
要介護1	148	419	284	390
要介護2	128	188	293	357
要介護3	110	164	201	231
要介護4	117	162	175	223
要介護5	104	161	216	189
合計	662	1,193	1,519	1,820

（各年度3月末日現在）

(2) ひとり暮らし高齢者数（65歳以上）

ひとり暮らし高齢者は女性の方が多く、全体として年々増加傾向です。

	平成25年	平成26年	平成27年
男性	527	583	649
女性	1,339	1,437	1,470
合計	1,470	2,020	2,119

※住民基本台帳における65歳以上の単身世帯数を抽出（各年4月1日現在）

(3) 高齢者あんしんカード登録者数

高齢者の情報や緊急連絡先をあらかじめ台帳として登録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となる体制を整備しています。登録者数は微増傾向です。

	平成25年	平成26年	平成27年
男性	157	167	171
女性	512	514	523
合計	669	681	694

※登録には、実態がひとり暮らしである等の要件に該当する必要があります。（各年4月1日現在）

(4) 高齢者相談支援センター相談件数

高齢者相談支援センターは高齢者の相談支援業務を行っている機関です。
介護予防事業に関する事項が増えたことにより、相談件数が増加しています。

	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
介護保険制度	2,659	6,007	8,519	9,327	6,646
介護予防事業	-	-	-	2,945	2,833
生活支援	264	671	935	1,780	1,110
福祉サービス	1,012	2,109	833	1,058	855
医療・保健サービス	753	1,632	1,532	4,309	2,424
その他	1,703	3,901	3,471	6,884	6,356
合計	6,391	14,320	15,290	26,303	20,224

(各年度状況)

3 障がい者について

(1) 障がい者各種手帳所持者数

東浦町の障がい者各種手帳所持者数は、昭和60年から約3倍の増加、所持者率は2.7%増加しています。

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
身体障害者手帳	539	894	1,244	1,479	1,517
療育手帳	98	158	255	291	343
精神障害者手帳	-	-	106	219	317
合計	637	1,052	1,605	1,989	2,177
所持者率(%)	1.6	2.4	3.3	3.9	4.3

(各年4月1日現在)

(2) 障がい者総合支援センター支援件数

障がい者総合支援センターは、障がいを持っている方の支援を行っている機関です。支援件数はほぼ横ばいになっています。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
福祉サービスの利用援助	570	434	332	345
健康・医療	97	87	78	146
不安解消・情緒安定	632	825	1,101	884
家族関係・人間関係	176	118	104	100
生活技術	190	195	85	79
その他	163	135	102	144
合計	1,828	1,794	1,802	1,698

(各年度状況)

4 子どもの状況について

(1) 就学前児童数

昭和60年から増減を繰り返していますが、昭和60年と平成27年の就学前児童数を比較すると、394人減少しています。

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
0歳児	480	430	463	455	414
1歳児	529	397	476	441	417
2歳児	475	441	500	435	435
3歳児	521	466	542	464	442
4歳児	542	451	523	478	470
5歳児	533	428	592	489	508
合計	3,080	2,613	3,096	2,762	2,686

(各年4月1日現在)

(2) 小学校の児童数

昭和60年から平成7年の10年間で1,179人の児童数が減少しましたが、平成7年から平成27年までの20年間では305人の減少となっています。

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
1年生	639	484	542	488	468
2年生	624	498	591	483	454
3年生	664	513	549	540	449
4年生	746	511	570	530	480
5年生	807	542	565	584	491
6年生	841	594	531	552	495
合計	4,321	3,142	3,348	3,177	2,837

(各年5月1日現在)

(3) 中学校の生徒数

昭和60年から平成7年の10年間で614人の生徒数が減少しましたが、その後はほぼ横ばいです。

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
1年生	804	527	511	576	491
2年生	737	556	495	537	544
3年生	721	565	494	560	518
合計	2,262	1,648	1,500	1,673	1,553

(各年5月1日現在)

(4) 子育て支援センターの来所者数

子育て支援センターは子育てに関わる相談や、世代間交流ができる居場所として活用されています。1日に来所する平均人数はほぼ横ばいです。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
大人	15,110	15,469	15,465
子ども	18,024	19,184	18,782
合計	33,134	34,653	34,247
1 日平均人数	124.4	129.6	127.7

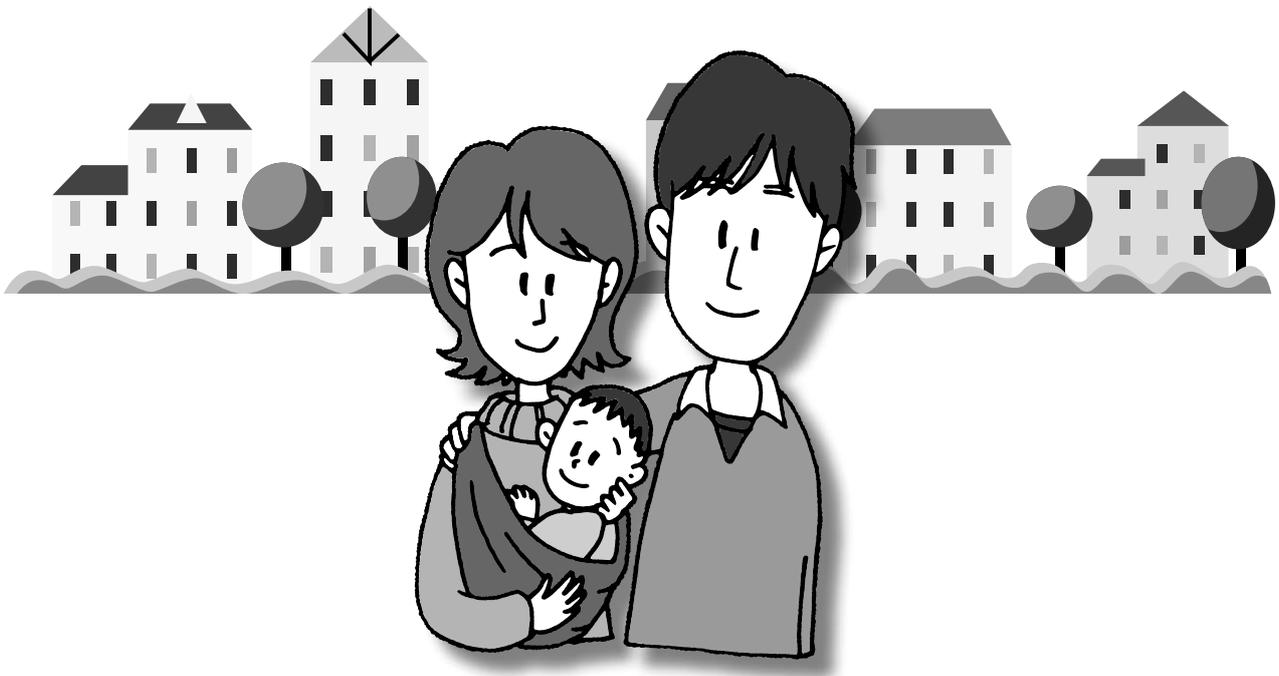
(各年度末現在)

(5) 子育て支援センターの相談件数

子育て支援センターで相談を受けた件数は、年により変動がありますが、平成 26 年度に減少しています。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
基本的な生活習慣	187	202	117
発育・発達	309	274	197
環境	21	39	11
育児方法	45	67	36
医学的問題	12	19	10
その他	69	66	50
合計	643	667	421

(各年度末現在)



5 生活保護受給者数について

生活保護受給者数は平成 27 年 4 月 1 日現在で 149 人です。保護率は 0.29% です。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
受給者数	149	138	139	149
保護率 (%)	0.29	0.27	0.27	0.29
全国保護率 (%)	1.67	1.70	1.70	1.70

(各年 4 月 1 日現在)

6 コミュニティの加入率について

東浦町には、6 つのコミュニティがあります。平成 26 年以降、加入率は減少傾向です。

		森岡	緒川	新田	石浜	生路	藤江	計
平成 23 年	加入世帯数	2,077	2,134	2,611	2,924	1,437	1,871	13,054
	加入率 (%)	70.5	64.1	88.1	59.4	71.7	69.9	69.3
平成 24 年	加入世帯数	2,069	2,141	2,610	2,979	1,454	1,862	13,115
	加入率 (%)	69.9	63.5	88.6	59.1	71.2	68.5	68.7
平成 25 年	加入世帯数	2,030	2,271	2,642	3,065	1,463	1,875	13,346
	加入率 (%)	68.1	66.2	88.4	59.9	70.1	68.5	69.0
平成 26 年	加入世帯数	2,030	2,161	2,613	3,106	1,461	1,875	13,246
	加入率 (%)	67.1	62.3	86.8	59.3	70.0	66.5	67.4
平成 27 年	加入世帯数	2,039	2,189	2,661	3,119	1,499	1,854	13,361
	加入率 (%)	66.8	63.2	87.7	59.2	70.5	65.4	67.5

※コミュニティ会費の合計額を会費と世帯数で割り返して算出 (各年 4 月 1 日現在)

7 ボランティア登録数について

団体数、団体会員数ともに増加傾向です。団体会員数は、平成 20 年から平成 26 年にかけて約 2 倍に増加しています。

	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 26 年
団体数	12	18	23	39	67
団体会員数	360	407	410	573	1,127

(各年度末現在)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

東浦町では、昭和45年以降に名古屋のベッドタウンとして大規模な住宅開発が行われました。近年、同時期に同年代の方が流入したこれらの地域では住民の高齢化が進み、買い物やゴミ捨てなど日常生活に支障が生じ、支援を必要とする方も増えてきています。このような支援が必要となってきた背景には、近所に身内や手伝ってくれる方がおらず、助けがほしくても求められない方が増えてきているということが考えられます。

身内や手伝ってくれる方がおらず困っている方たちを支えていくためには、その方たち自身が地域や支援機関と繋がりやすくなる働きかけや、地域の中で孤立した人を発見し、そこに生じる課題を拾い上げ、解決に向けて連携して動いていく体制作りが必要です。

行政だけ、支援機関だけでは、そのような体制を構築することはできません。

普段の生活の中であいさつをすることから、ちょっとした異変に気づき、小さな気づきから、相談先につながり、適切な支援を受けられる場面があるかもしれません。

本計画を策定するうえで、地域住民が普段の生活で課題と思うことを、住民意識アンケートや各地区コミュニティが中心となり策定した計画から抽出し、理想のまちづくりのため、課題解決のキーワードを「居場所」、「安心」、「協力」、「思いやり」に設定しました。

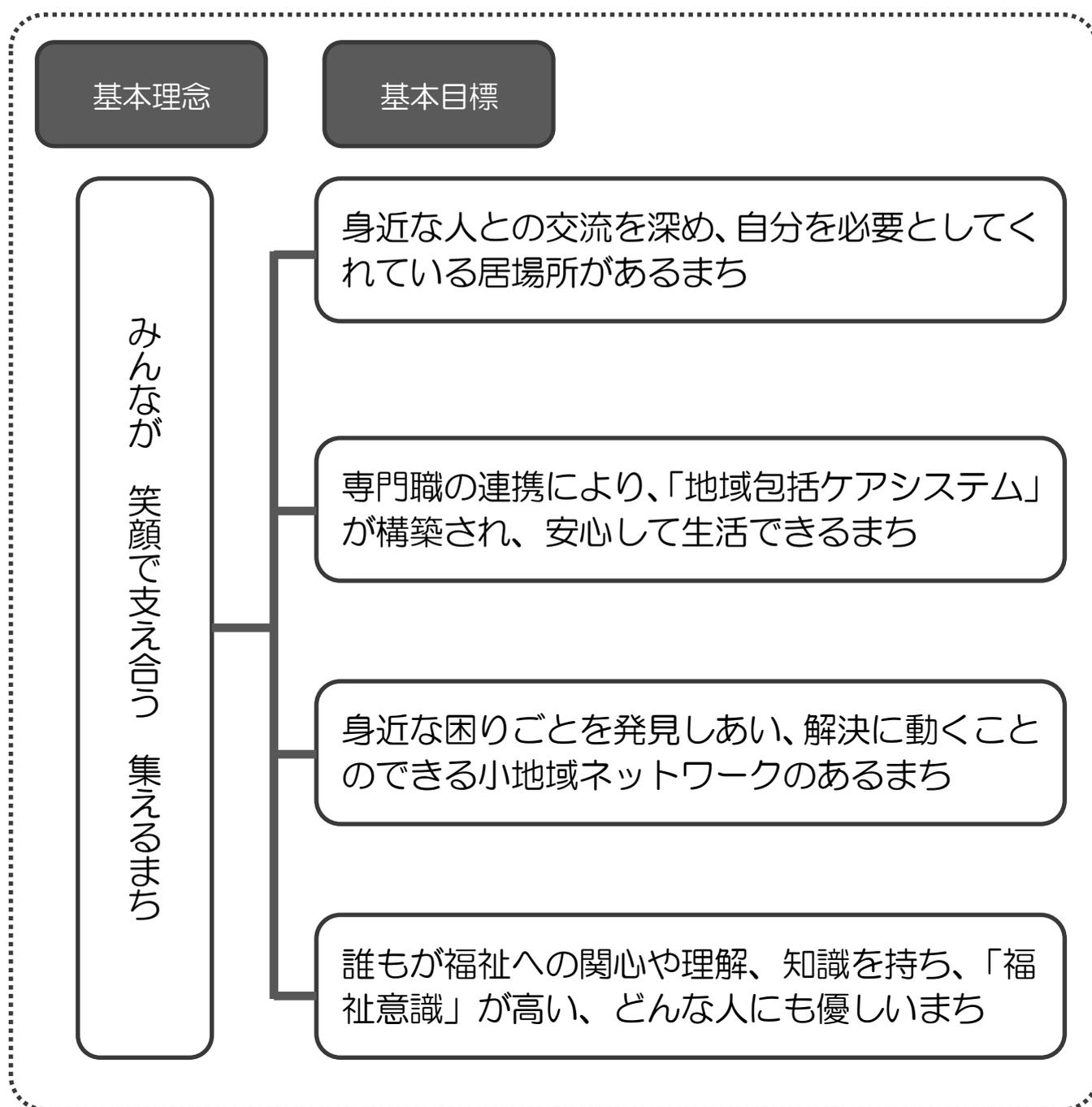
顔を見たら声を掛け合い、困りごとがあったら助け合える温かみと見守り意識のあるまちづくりを目指したい思いから、本計画では基本理念を以下のように定めま

す。

「みんなが 笑顔で支え合う 集えるまち」

2 基本目標

東浦町では、平成 25 年までに各地区コミュニティで「がんばる地域行動計画」が策定されました。これは、地域住民が自分の地区にどんな課題があるか、どんな地区にしていきたいかをまちづくり勉強会で検討し、策定したものです。また、平成 26 年には、本計画を策定するにあたり、地域住民に対し住民意識アンケート調査を行いました。それらから設定した課題解決のキーワードを基に、本計画では基本理念を設定しています。その基本理念を達成するため、4つの基本目標を定めました。



(1) 身近な人との交流を深め、自分を必要としてくれている居場所があるまち

【現状と課題】

○居場所づくり

地域関係の希薄化や核家族化、ひとり暮らし高齢者の増加などから隣近所の交流が少なくなってきました。身近な用事や行き場があることで、家に閉じこもりがちな高齢者等の居場所をつくることができます。

○地域の居場所の活用

地域で気軽に集える居場所は、高齢者、障がい者、子育て世代の方等が交流できる居場所となります。今ある居場所の活用は地域の人々の社会参加にもつながり、また、多世代交流の場としても期待ができます。

○情報発信

自分が求める居場所があっても、どこに居場所があるのか、身近な居場所に関する情報が入ってこないことが考えられます。地域で集える居場所の有効活用のためにも情報発信の仕組みを工夫する必要があります。

【分野別計画等からみる『居場所』のあるまち】

○身近な地域で住民同士による支えあいのあるまち（高齢者福祉計画）

○子育てについて悩みや不安を抱えても家庭や地域で孤立しないまち（子ども・子育て支援事業計画）

【作業部会での意見】

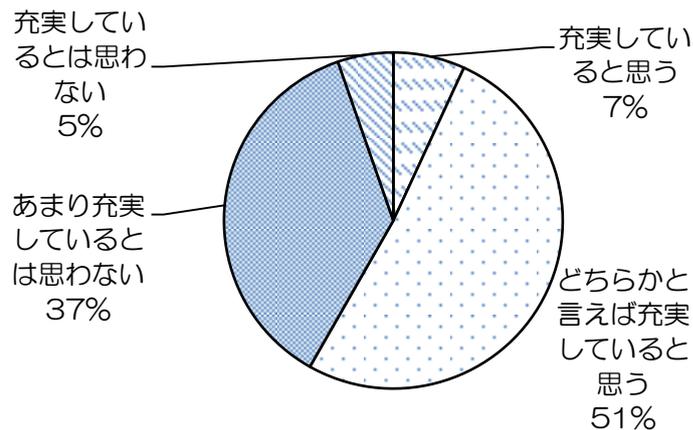
○気軽に行けておしゃべりができる居場所が求められている。喫茶店や病院の待合室がその役割を果たしています。

○居場所があっても、曜日や時間に制限が決められていると行きづらいです。など

【アンケート】

東浦町が実施したアンケート調査では、憩いの施設・広場が充実していないと回答をした方が 42%となっていました。アンケートからも居場所となる施設や広場の必要性があると考えられます。

【憩いの施設・広場が充実していると思いますか】



アンケートの自由記載欄への記入では、29歳以下、30歳から49歳という子育て世代と思われる方から、放課後の子どもの遊び場や児童館の利用方法、子育て世代の方たち自身の息抜きや情報交換のできる場所についての記載が多くありました。また、65歳以上の方からは、趣味や生きがい、介護予防のできる場所や機会がほしいという記載が多くありました。

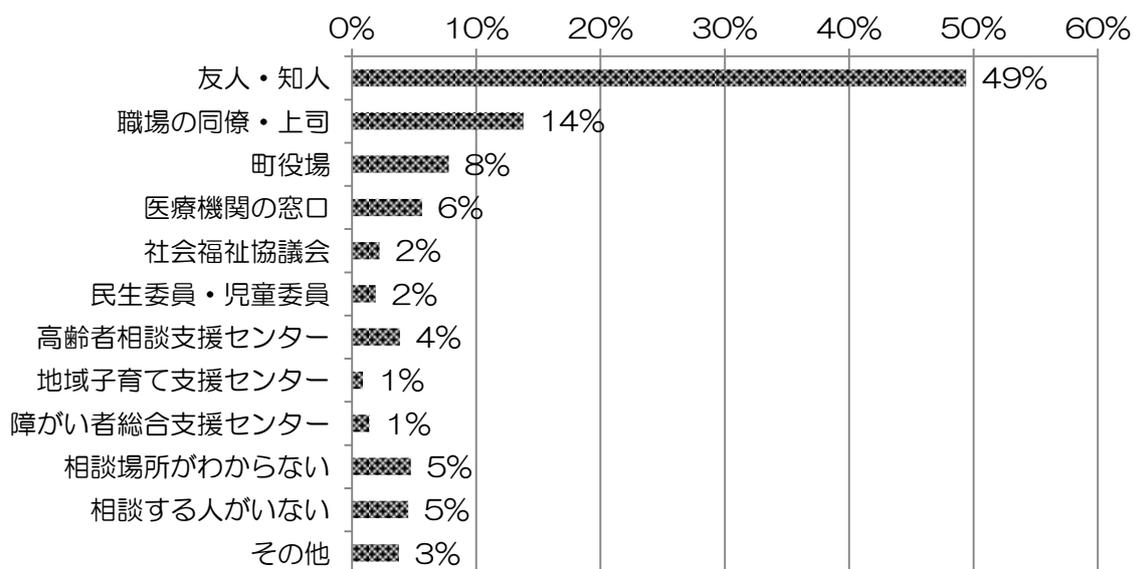
アンケート自由記載欄

- 子どもが親以外の人（特に祖父母世代）との交流が増え、遊びなどを通して、昔のことを直接聞いて体験して学んでほしいと思います。保育園などで交流する機会などがあればいいですね。（緒川新田地区、29歳以下）
- 仕事を退いてから家に閉じこもりきりになったが、保健センターで行われていたメタボ検診の際に勧められた講座に参加してからそれが楽しくて毎週その日が楽しみである。どこでどんなことがやっている、というのをもっとアピールしてほしい。情報を知れば、外に出てくる人も増えると思う。（藤江地区、65歳以上）

【アンケート】

東浦町が実施したアンケート調査では、生活で困った時の家族以外での相談相手として、友人・知人が多く、相談場所がわからない・相談する人がいないと回答をした方が全体の10%となっていました。アンケートからも相談場所・相談相手の必要があると考えられます。

【生活で困った時、家族以外で相談する相手は誰ですか】



現在、東浦町では、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。「地域包括ケアシステム」とは、日常生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となって生活をサポートしていく支援体制です。アンケートの自由記載欄への記入では、50歳以上の方から、住み慣れた場所で、自分の状況に合った支援を受けたいという記載がありました。

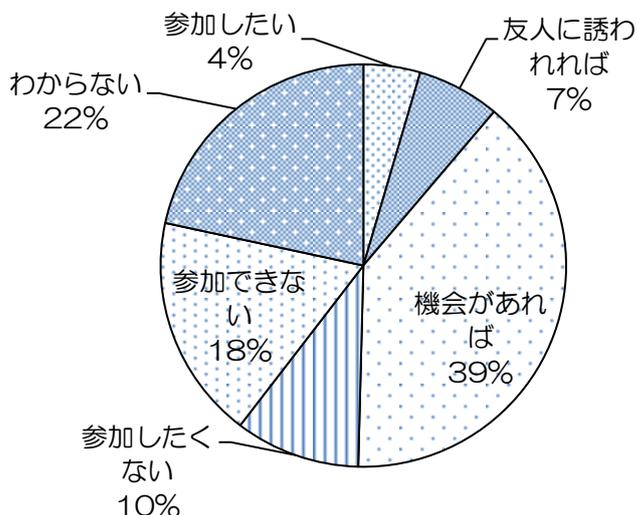
アンケート自由記載欄

- ・地域福祉が進んでいるかどうかは実際自分が（又は家族が）そのサービスを受ける立場にならないとよくわからない。そういうサービスを受けたいときに窓口が広ければ利用しやすい。例えば、最初は何でも役場の福祉課へ行けばその状況に応じて「ここへ行って相談してください」と指示してもらえれば、それでよいと思います。（森岡地区、65歳以上）
- ・一人暮らしの老人が安心して住めるまち、介護サービスを気兼ねなく受けられるまちにしてほしい。（藤江地区、50歳から64歳）

【アンケート】

東浦町が実施したアンケート調査では、ボランティアに参加したいと回答をした方が全体の50%となっていました。ボランティアをはじめとした地域活動を通じて福祉人材の発掘や育成を行っていくためにも、地域活動に参加するきっかけづくりが課題となっており、活動内容の工夫が必要となっています。

【今後、ボランティアに参加したいと思いますか】



アンケートの自由記載欄への記入では、どの世代においても、人と人とのつながりの重要性を記載している方が多く、組や班の中でも関係の希薄化を感じている方が多くいました。アパートやマンションの増加により、同じ地域に住んでいても互いに顔を知らない方やあまり親密に声を掛け合う間柄でない方が増えてきている中で、地域活動を通じて交流することも大事であるとの記載もありました。65歳以上の方からは、子どもたちの見守り活動をしている中で、朝の「おはよう」と帰りの「おかえり」の挨拶が一番の楽しみですという記載もありました。

アンケート自由記載欄

- ・自分も一人暮らしになるかもしれないし、高齢の夫婦2人暮らしになった時、遠くの親戚より近くの他人というように近所で簡単なことを頼める人を作らないといけないと思う。(森岡地区 50歳から64歳)
- ・どのような地域活動があるのかはよく分かりませんが、自分が手助けできることがあればよろうと思います。(緒川地区 30歳から49歳)

- (4) 誰もが福祉への関心や理解、知識を持ち、「福祉意識」が高い、どんな人にも優しいまち

【現状と課題】

○学校における福祉教育

地域には、支援を必要とするさまざまな人が住んでいます。学校において福祉に触れる「きっかけづくり」として体験などを通じて、福祉のこころを育む取り組みも必要となってきています。

○課題の共有

近所付き合いの希薄化から、地域で起こる課題に対して無関心となってきている人が増えています。地域の課題を共有し、連帯感を持つことが重要になってきています。

○福祉情報

福祉に触れる「きっかけづくり」は、体験だけではなく、福祉情報がきっかけとなることもあります。福祉に対して興味を持てるよう福祉情報の発信方法の工夫が必要となります。

【分野別計画等からみる『思いやり』のあるまち】

- 地域の福祉力を向上させるため、福祉講座や福祉実践教室を通じて助け合いや思いやりの心を育みます（障がい者いきいきライフプラン）
- 地域みんなが主役の社会になる思いやりのあるまち（がんばる地域行動計画）
- 地域みんなが高齢者を大切にすまち（がんばる地域行動計画）

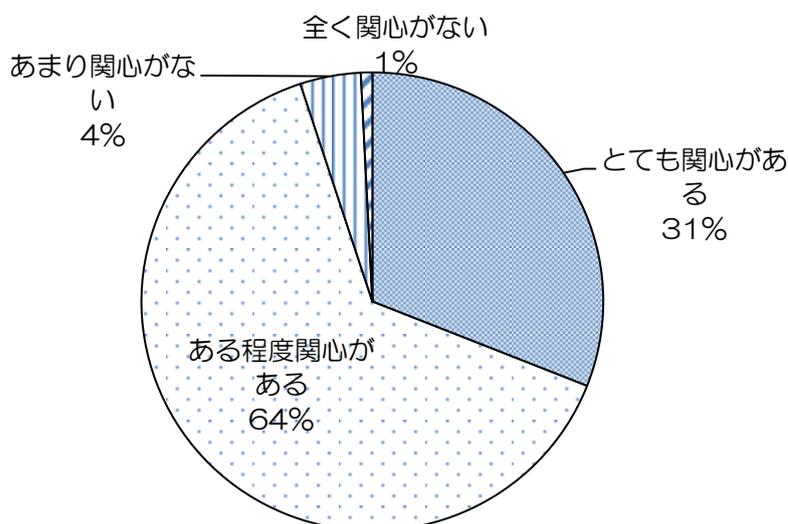
【作業部会での意見】

- 福祉に対するイメージの偏見をなくすことが必要です。
- 高齢世代だけではなく、あらゆる世代に関心をもってもらえる「きっかけづくり」が必要です。
- 広報や回覧板などの情報ツールを活用し、福祉を身近に感じることができる工夫が必要です。 など

【アンケート】

東浦町が実施したアンケート調査では、地域の課題に対して、住民の助け合いに関心がある方が全体の95%となっていました。住民の助け合いに必要性を感じている方が多くいるため、行動に移す「きっかけづくり」が必要となっています。

【地域の課題に対する住民の助け合いの必要性】



アンケートの自由記載欄への記入では、29歳以下、30歳から49歳の若い世代で、福祉の情報について、どこで情報提供されているのかわからないという記載が多くありました。また、65歳以上の方からは、認知症予防などの講習をはじめとした福祉教育を地域単位で進めてほしいという記載や、今後、福祉に関わりがでてくるため、関心を持つようになったという記載がありました。

アンケート自由記載欄

- 福祉の情報について興味はあるが、どうやって調べたらいいのかわからない。(生路地区 50歳から64歳)
- 福祉がもっと身近になるようアピールの機会を多くしてほしい。(石浜地区 65歳以上)

3 計画の圏域

計画の圏域とは、地域福祉計画の施策や取組みを効率的かつ効果的に推進するための地域の設定のことです。

「居場所」「安心」「協力」「思いやり」を感じられるまちづくりのため、「計画の圏域」を重層的に設定しました。

【第1層：町全体】

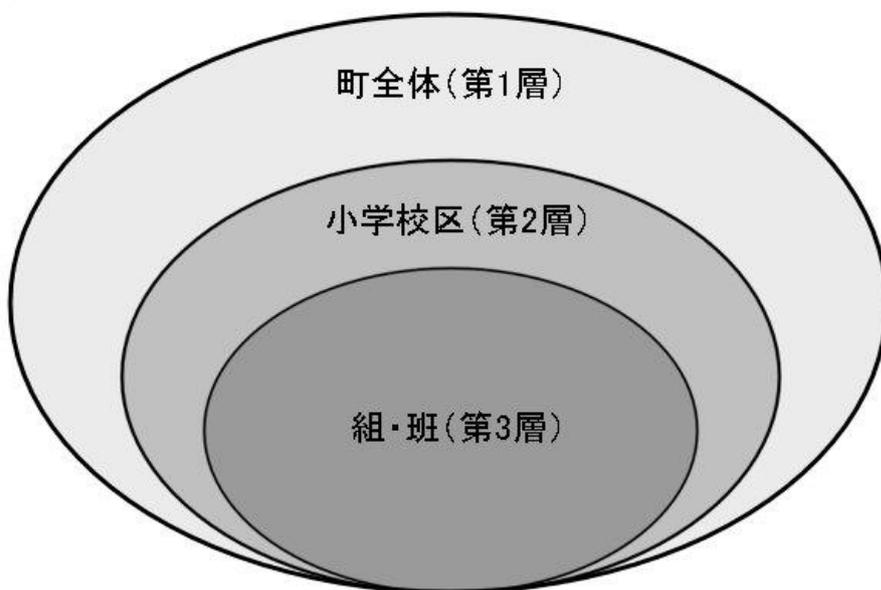
町全体で取り組む施策の方向性を示し、広域での連携や支援をする圏域です。

【第2層：小学校区】

住民が地域意識を持ち、主体的に活動ができる圏域です。コミュニティ、民生児童委員、老人クラブ、子ども会など小学校区単位で活動している組織が多いため、効率的に活動ができ、地域福祉活動を行う上で、さまざまな活動拠点が置かれることとなります。

【第3層：組・班】

身近に生活する住民の生活課題や、早期発見しにくい課題に取り組むことができる圏域です。きめ細かな課題把握ができ、住民主体の課題解決に向けた活動ができます。生活課題を早期発見するためには、顔の見える環境づくりが必要となるため、日常的な近所づきあいから、見守り合う、ちょっとした手助けをし合う関係性であることが求められてきます。



4 計画の体系

基本目標ごとに基本施策を設定し、具体的施策を示します。

基本目標	基本施策	具体的施策
身近な人との交流を深め、自分を必要としている居場所があるまち	誰もが参加できる、身近にある活動の場づくり	地域における常設型の居場所づくり活動<新規>
		公共施設等を活用した居場所づくり活動
		社会福祉施設の活用
		子育て支援センター、児童館の有効活用
		老人憩の家の活用の推進
		地域活動支援センター事業の推進
		地域活動の参加
	居場所の情報発信	居場所の情報発信<新規>
		地域住民への居場所の情報提供
		子育てに関する情報提供
専門職の連携により、「地域包括ケアシステム」が構築され、安心して生活できるまち	福祉の相談窓口の充実	コミュニティソーシャルワーカーの設置<新規>
		各種分野の相談窓口
		社会福祉事業者における相談の受付
		地域福祉の担い手における相談の受付
	多職種連携の体制づくり	地域包括ケアシステムの構築
		各種ネットワーク会議
		重層的な見守り体制の構築
避難行動要支援者の支援		
身近な困りごとを発見しあい、解決に動くことのできる小地域ネットワークのあるまち	「隣人力」「地域力」を高める	地域における住民相互の連携
		コミュニティにおける福祉部会の発足支援及び活動支援
		スクールガードや防犯ボランティアの整備
	支え合える人たちの養成	地域福祉活動の人材育成
		地域における各団体への支援
		ボランティア活動の推進
誰もが福祉への関心や理解、知識を持ち、「福祉意識」が高い、どんな人にも優しいまち	地域ぐるみで福祉を学ぶ機会・場づくり	学校等における福祉教育
		各分野の団体へ福祉活動参加の呼びかけ<新規>
		出前講座の充実と周知
	情報発信の強化	広報紙、ホームページの活用
		福祉情報の掲載<新規>
		情報保障の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

身近な人との交流を深め、自分を必要としてくれている居場所があるまち

基本施策（1）誰もが参加できる、身近にある活動の場づくり

●施策の方向性

地域資源である老人憩の家、児童館、コミュニティセンター、小中学校など既存の公共施設や地域の社会福祉施設などを地域の身近な居場所として活用できるよう整備、調整を行い、住民が気軽に集える居場所づくりを支援していきます。地域における居場所づくり活動においては、居場所の設置の推進だけではなく、居場所に集う地域住民における運営の支援をしていきます。

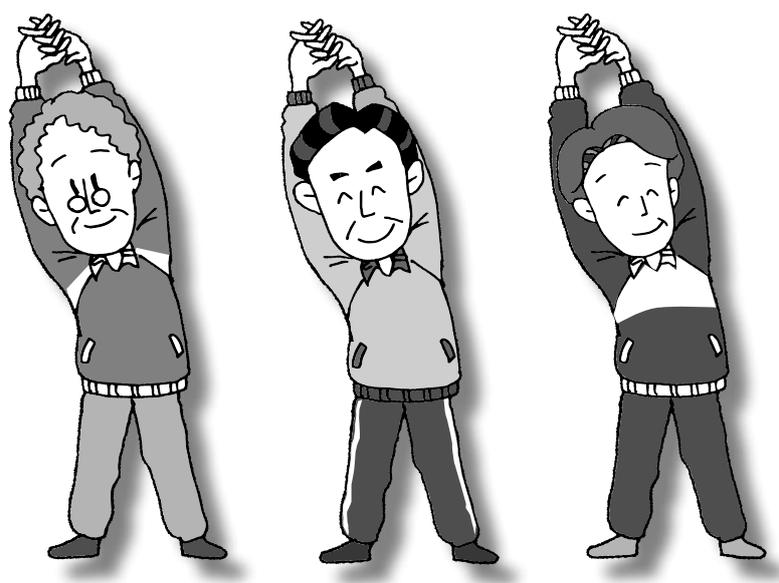
地域住民同士の交流の場が居場所と捉えることが出来ることから、地域活動の参加を促し、交流がしやすい地域活動の工夫をしていきます。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
地域における常設型の居場所づくり活動<新規事業>（2層）	【実施内容】 地域の資源を活用して地域の人が気軽に集える居場所をつくり、地域住民により運営できるよう支援します。 【目標】 平成29年度までに常設型の居場所を町内に1か所以上設置し、平成32年度までに各地域に1か所以上設置します。	福祉課 社会福祉協議会

<p>公共施設等を 活用した居場 所づくり活動 (2層)</p>	<p>【実施内容】 地域の住民が気軽に集い、多世代交流ができる居場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもり防止や健康維持を図ります。</p> <p>【目標】 平成32年度までに、公共施設等の空きスペースを活用した居場所をつくります。また、そのために関係機関と調整を進めます。</p>	<p>福祉課 児童課 協働推進課 学校教育課 生涯学習課</p>
<p>社会福祉施設 の活用 (2層)</p>	<p>【実施内容】 社会福祉法人と連携して、社会福祉施設を居場所として活用できるよう協議します。</p> <p>【目標】 平成32年度までに社会福祉法人の施設の一部を居場所として活用します。また、そのために関係機関と調整を進めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>子育て支援セ ンター、児童 館の有効活用 (2層)</p>	<p>【実施内容】 子育て事業実施時以外の時間帯において、各団体の利用を促進し、子どもたちの居場所づくりを図ります。</p> <p>【目標】 子育て世代の居場所として広く周知し、平成32年度までに来所者数を35,000人にします。 (平成26年度子育て支援センター来所者数 34,247人)</p>	<p>児童課 子育て支援センター 児童館</p>
<p>老人憩の家の 活用の推進 (1層)</p>	<p>【実施内容】 地域の高齢者が気軽に集える居場所をつくり、高齢者の閉じこもり防止や健康維持を図ります。</p> <p>【目標】 高齢者の居場所として広く周知し、平成32年度までに利用者数を39,000人にします。また、高齢者以外の活用の仕組みをつくります。 (平成26年度利用者数 36,173人)</p>	<p>福祉課</p>

<p>地域活動支援センター事業の推進 (1層)</p>	<p>【実施内容】 日中活動の場を必要とする障がい者やその家族を対象に、創作的活動や社会との交流促進等を行うことにより、障がい者等の生活における自立の促進を図ります。</p> <p>【目標】 地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会との交流の促進を図り、平成32年度までに利用者数を22人にします。 (平成26年度利用者数 16人)</p>	<p>福祉課</p>
<p>地域活動の参加 (3層)</p>	<p>【実施内容】 誰もが気軽に参加でき、人とのつながりを作る地域活動となるように内容の見直しを地域と協議します。</p> <p>【目標】 地域で行う事業等について、人とのつながりを作る地域活動となるよう平成32年度までに内容の見直しを行います。</p>	<p>協働推進課</p>



基本施策（２）居場所の情報発信

●施策の方向性

居場所は交流の場だけではなく、情報交換の場としても活用ができるため、民生児童委員をはじめとしたさまざまな地域福祉の担い手を通じて居場所の情報提供に努めます。

また、町内にどのような「居場所」があるのか、自分が行きたい「居場所」はどこにあるのか等の「居場所」に関する情報を集約し、多様な手法により情報発信をしていきます。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
居場所の情報発信 ＜新規事業＞ （２層）	【実施内容】 効果的に居場所の情報発信ができる仕組みをつくりまします。 【目標】 平成 29 年度までに居場所の情報を収集し、平成 32 年度までに居場所マップを作ります。	福祉課 社会福祉協議会
地域住民への居場所の情報提供 （３層）	【実施内容】 民生児童委員をはじめとしたさまざまな地域福祉の担い手を通じて、居場所の情報提供を行います。 【目標】 平成 32 年度までに居場所マップを支援の必要な方に提供し、居場所の活用ができるよう情報提供を行います。	福祉課 社会福祉協議会
子育てに関する情報提供 （１層）	【実施内容】 広報紙やホームページを活用し、情報を効果的に提供するとともに、子育て情報誌による情報提供を行います。 【目標】 必要な方へ子育て情報誌を情報提供するとともに、平成 29 年度までに新たな手法も含めて子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援センター

基本目標 2

専門職の連携により、「地域包括ケアシステム」が構築され、安心して生活できるまち

基本施策（1）福祉の相談窓口の充実

●施策の方向性

困りごとを一人で抱え込まず、相談することは解決への第一歩です。困りごとを早期に相談につなげるためには、気軽に相談できる体制づくりと、わかりやすい相談窓口が重要になってきます。そのため、高齢者、障がい者、子育て世代の方、外国人などに対して、効果的に相談窓口の周知をするとともに、各相談窓口で情報共有を行います。

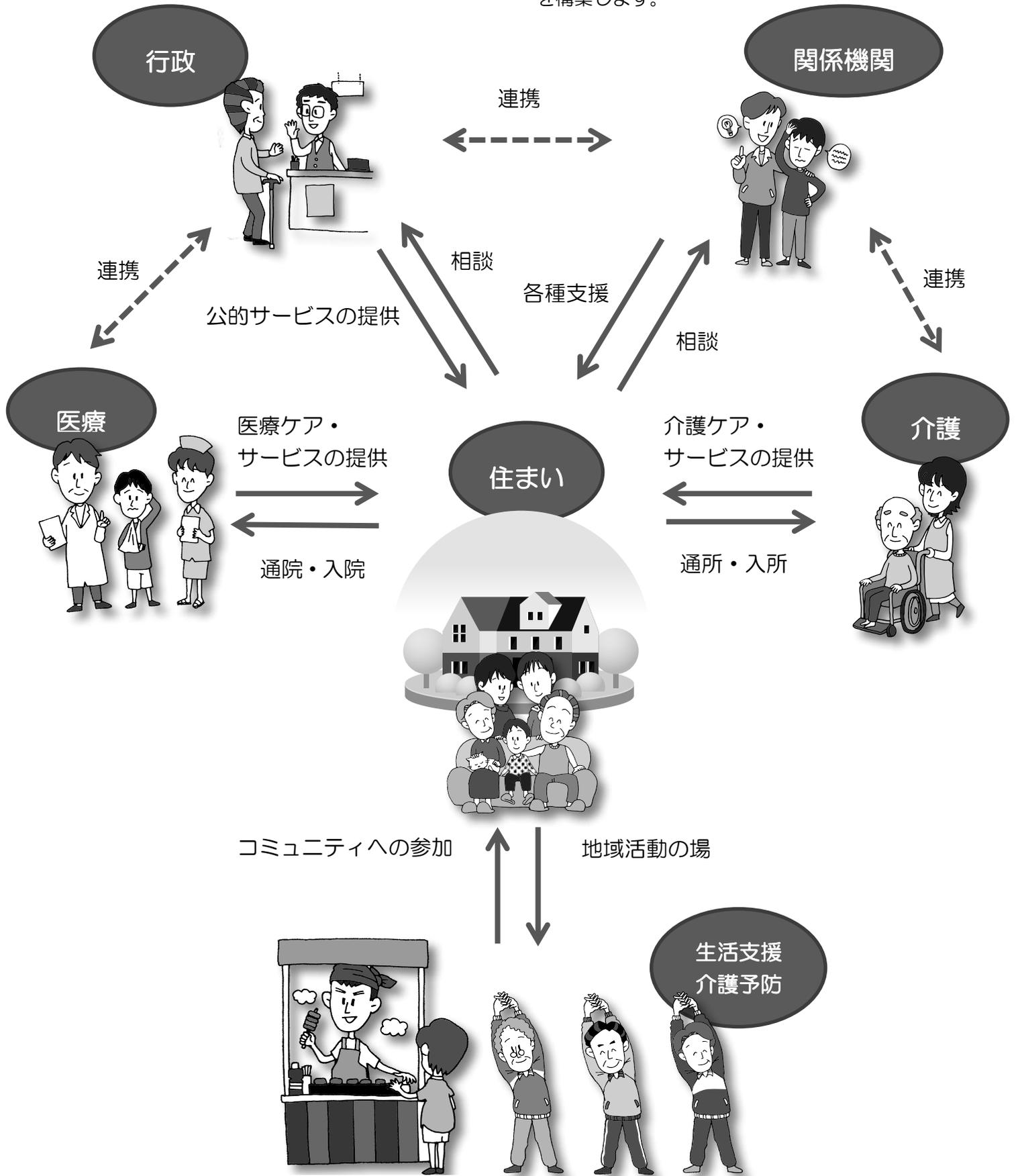
気軽に相談できる体制づくりとして、社会福祉事業者や地域福祉の担い手などと連携を図り、困りごとを抱える方をいち早く相談につなげることのできる体制を構築します。

わかりやすい相談窓口として、各種分野の相談窓口の周知を図るとともに、複合的な問題を抱え、公的サービスだけでは対応が困難なケースの解決に取り組むため、コミュニティソーシャルワーカーを設置します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業として、地域の支え合い体制の整備をするため、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを設置することとなっています。役割として、コミュニティソーシャルワーカーと重なる部分もあるため、双方の役割を併せ持った運用の検討を進めていきます。

東浦町地域包括ケアシステム

子どもからお年寄りまで、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスを切れ目なく提供できる連携体制を構築します。



● 具体的施策

施策名	施策内容	担当
コミュニティ ソーシャルワ ーカーの設置 <新規事業> (2層)	<p>【実施内容】 制度の「はざま」や複数の課題を抱えるなど、公的サービスだけでは対応が困難なケースの解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーを設置します。</p> <p>【目標】 平成29年度までに1名以上設置し、平成32年度までに4名設置します。</p>	福祉課
各種分野の相 談窓口 (1層)	<p>【実施内容】 高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども等の相談に関して庁内で連携を図ります。</p> <p>【目標】 平成29年度までに連携シートを作成し、情報の共有を図る仕組みをつくります。</p>	福祉課 児童課
社会福祉事業 者における相 談の受付 (1層)	<p>【実施内容】 社会福祉事業者で積極的に相談を受け付け、行政、地域住民等と協力して、課題の解決に取り組めます。</p> <p>【目標】 平成29年度までに相談受付体制を強化できるよう、各社会福祉事業者と協議し、平成32年度までに仕組みをつくります。</p>	福祉課 社会福祉協議会
地域福祉の担 い手における 相談の受付 (3層)	<p>【実施内容】 民生児童委員活動やサロン活動など地域福祉の担い手が地域福祉活動をする中で、相談を受け付け、速やかに行政につなげ、地域住民等と協力して、課題の解決に取り組めます。</p> <p>【目標】 平成32年度までに地域福祉の担い手が、地域での困りごとを速やかに行政へつなげる仕組みをつくります。</p>	福祉課 社会福祉協議会

【コミュニティソーシャルワーカー】

<役割>

コミュニティソーシャルワーカーの役割として、困りごとを抱える住民から相談を受けるほか、①必要な支援を行政や支援機関につなぐ役割、②支援が必要な世帯に出向いて相談の働きかけを行う役割、③公的制度につないだ後、地域住民とのつながりを構築する役割を担っています。

<配置>

第2層に配置し、課題の解決に向けた支援と、地域住民主体の見守りや、支え合い体制の構築などの実施状況や効果の検証を行います。

<連携体制>

コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う上で、地域住民だけでなく、民生児童委員や NPO 法人等の地域福祉の担い手や支援機関等の関係者と連携を図る必要があります。個別の課題解決を通じて地域包括ケアシステムを構築し、連携体制を確立していきます。

【生活支援コーディネーター】

<目的>

支援機関のネットワークや既存の地縁組織等と連携を図りながら、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を調整することにより、地域支援の取り組みを推進することを目的としています。

<役割>

高齢者の介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進するため、①地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等の資源開発、②関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携体制づくり等のネットワーク構築、③地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングする役割を担います。

【地域ケア会議】

<目的>

個人に対する支援の充実、それを支える地域住民をはじめとした社会基盤の整備をすることを目的としています。

<役割>

地域の実情に沿って、地域資源をどのように構築していくべきか、地域課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための役割を担います。

基本施策（２）多職種連携の体制づくり

●施策の方向性

近年ますます多様化、複雑化する福祉課題に対し、支援機関や社会福祉事業者に求められる役割は、福祉サービスの提供だけにとどまらず、地域で発見された解決困難な福祉課題や生活課題に対して、ネットワークの構築を図り、課題解決の取組みを行っていくことが求められています。そのため、地域住民や地域福祉の担い手と連携を図り、支援機関や社会福祉事業者と協議体ネットワークを構築し、支え合う仕組みをつくります。また、地域の民間事業所とも連携し、見守り体制の強化を図ります。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
地域包括ケアシステムの構築 (1～3層)	【実施内容】 ①生活支援サービスの整備、②在宅医療・介護連携の推進、③認知症施策の推進、④住まいの安定的な確保について取り組むとともに、地域の生活課題を解決し、地域全体で支え合う仕組みをつくります。 【目標】 平成 32 年度までに行政や支援機関と協力し、全ての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をします。	福祉課 健康課
各種ネットワーク会議 (1～3層)	【実施内容】 行政、支援者、支援機関等によるネットワークを構築し、個別から地域にわたるさまざまな課題について協議します。 【目標】 平成 29 年度までに、個別の課題解決に取り組み、地域課題の解決につなげるネットワークとなる、多世代にわたる地域ケア会議の仕組みをつくります。	福祉課 健康課
重層的な見守り体制の構築 (1～3層)	【実施内容】 地域における民間事業者で構成する「東浦あんしん見守り隊」が日常業務と合わせて広範な見守り支援を実施します。また、東浦町徘徊高齢者検索メール配信システムを活用し、認知症高齢者の見守り体制を整備します。 【目標】 平成 29 年度までに対象事業者を募集し、民間事業者及び地域住民と連携を図り、見守り体制を強化します。	福祉課

避難行動 要支援者 の支援 (1～3層)	<p>【実施内容】 避難行動要支援者として登録することにより、関係者間で情報を共有し、災害時等に迅速な避難誘導や安否確認ができる体制を確保します。</p> <p>【目標】 平成 29 年度までに避難行動要支援者名簿を整備し、地域における災害時に対応する役割を決めます。</p>	福祉課
-------------------------------	--	-----

【東浦あんしん見守り隊について】

<役割>

地域での見守り対象者は、高齢者のみの世帯や障がい者単身世帯だけではなく、幅広い年代や複数人世帯へも必要となってきました。

東浦あんしん見守り隊は、新聞販売店、牛乳販売店等の民間事業者で構成されており、「日常業務の中で感じた異変」について連絡、通報をすることで、見守り支援を実施しています。

<登録事業所（平成 27 年 4 月 1 日時点）>

中日新聞（森岡専売店、緒川専売店、緒川新田専売店、石浜専売店、生路専売店、藤江専売店、東ヶ丘専売店）、朝日新聞サービスアンカー、森永東浦ミルクセンター、(有)ミルク流通センター篠田、愛知中央ヤクルト販売(株)、東邦ガス(株)、東浦町水道事業、半田郵便局、生活協同組合コープあいち

<今後の取組み>

東浦あんしん見守り隊と相互に連携して、社会的孤立のおそれがある世帯の異変を察知し、孤立死や徘徊の防止に努めていきます。また、東浦あんしん見守り隊に協力いただける民間事業者を募集するとともに、地域ぐるみで支え合う意識づくりにも取り組んでいきます。

【東浦町徘徊高齢者捜索メール配信システムについて】

<目的>

認知症の方が徘徊により行方不明になった場合に、地域の皆さんの協力を得て、早期に発見することで事故を未然に防ぐ取組みを目的としています。

<実施内容>

認知症の方が徘徊により行方不明になった場合に、家族等からの依頼により、その方の身体的特徴や服装等の情報を、登録した地域住民サポーターや関係機関に対してメールで配信して、可能な範囲で捜索協力をお願いするものです。

基本目標 3

身近な困りごとを発見しあい、解決に動くことのできる 小地域ネットワークのあるまち

基本施策（1）「隣人力」「地域力」を高める

●施策の方向性

地域福祉を推進する上で、日頃から住民同士がお互いを見守り、声をかけ合う関係性が大切です。日常的な関わりからいざというときの助けにつなげることのできるような地域住民間の連携を促進し、地域で支援を必要とする住民を早期に相談につなげることができる「隣人力」「地域力」を高めます。

また、地域住民の活動の場づくりにも努め、地域の活性化につなげていきます。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
地域における住民相互の連携 (2～3層)	【実施内容】 がんばる地域行動計画に基づく、地域課題の解決に向けた取り組みにより、「隣人力」「地域力」を高めます。 【目標】 平成 32 年度までにがんばる地域行動計画に基づく取組により、「隣人力」「地域力」を高めるため、新たな事業を行います。	協働推進課
コミュニティにおける福祉部会の発足支援及び活動支援 (1～2層)	【実施内容】 各地区コミュニティに福祉部会の設置を促進します。地域活動を行う上で、コミュニティソーシャルワーカーと連携をとり、地域として必要な活動を支援します。 【目標】 平成 29 年度までにコミュニティに対し福祉部会設置に向けた取組みを支援し、平成 32 年度までに福祉部会を設置します。	協働推進課 福祉課 社会福祉協議会

<p>スクールガードや防犯ボランティアの整備 (1～2層)</p>	<p>【実施内容】 登下校時の付添い、児童の安全確保、見守りを通じて地域住民間の連携を促進し、地域の活性化にもつなげていきます。</p> <p>【目標】 平成 32 年度までに地域の活動者数を、防犯ボランティア 800 人、スクールガード 430 人に増加し、見守り体制を整備していきます。 (平成 26 年度活動者数 防犯ボランティア 722 人、スクールガード 389 人)</p>	<p>防災交通課 学校教育課</p>
---------------------------------------	---	------------------------



基本施策（2）支え合える人たちの養成

●施策の方向性

地域の身近な相談相手として活躍する民生児童委員をはじめとしたさまざまな地域福祉の担い手に対し、活動がしやすくなる環境調整や研修などの支援を行います。また、活動の幅を広げていくことにより、地域福祉の人材育成に取り組めます。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
地域福祉活動の人材育成 (2～3層)	【実施内容】 地域活動を通じて、地域福祉の人材を育成する取り組みを支援します。 【目標】 平成29年度までに各コミュニティの地域活動に支援を行い、地域福祉活動を行える人材育成の仕組みをつくります。	福祉課 協働推進課 社会福祉協議会
地域における各団体への支援 (1層)	【実施内容】 民生児童委員協議会、老人クラブ、子ども会、障がい者団体など地域活動に貢献する団体を支援していきます。 【目標】 平成32年度までに団体活動のPRをさまざまな方法で行うとともに、地域活動への貢献を進めます。	福祉課 児童課 社会福祉協議会
ボランティア活動の推進 (2層)	【実施内容】 ボランティア養成講座等を各地区コミュニティに対して行い、地域におけるボランティア活動の推進を図ります。 【目標】 地域に根ざしたボランティア活動の普及を支援し、平成32年度までにボランティア登録団体数を79団体に増加します。 (平成26年度登録団体数 67団体)	協働推進課 社会福祉協議会

基本目標 4

誰もが福祉への関心や理解、知識を持ち、「福祉意識」が高い、どんな人にも優しいまち

基本施策（1）地域ぐるみで福祉を学ぶ機会・場づくり

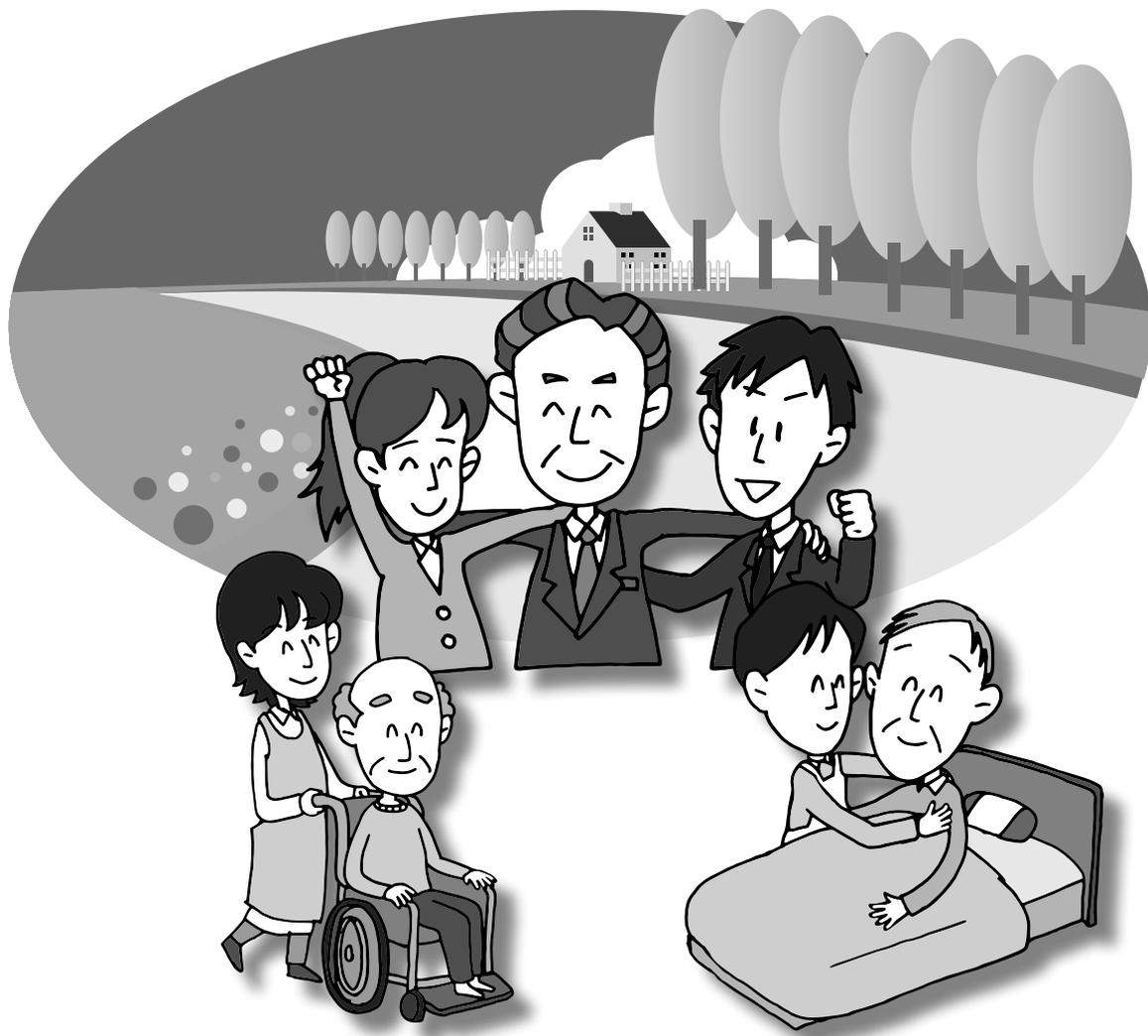
●施策の方向性

現在、実施している福祉実践教室、高齢者向けの認知症講座等に加え、多世代で福祉について興味を持ちやすい「きっかけづくり」となる福祉教育を推進していきます。そのため、保育園、幼稚園、学校や各分野団体等と連携し、一定の世代だけでなく地域ぐるみで福祉に触れる「きっかけづくり」を行い、地域福祉に関する正しい理解を促進します。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
学校等における福祉教育 (1～2層)	【実施内容】 福祉実践教室や保育園・福祉施設への訪問、ちょボラ事業等の活動を実施しています。 【目標】 平成 32 年度までに福祉実践教室への参加者数を 2,040 人、ちょボラ参加者数を 300 人に増加します。 また、各地区コミュニティと連携した新たな福祉教育を実施します。 (平成 26 年度福祉実践教室参加者数 1,856 人 ちょボラ参加者数 231 人)	学校教育課 社会福祉協議会
各分野の団体へ福祉活動参加の呼びかけ <新規> (1層)	【実施内容】 老人クラブやスポーツ少年団等をはじめとする各分野の団体へボランティア等の活動 PR を図ります。 【目標】 平成 29 年度までに各分野の団体に、ボランティア活動への参加を呼びかけ、団体ごとにボランティアを受け入れられる体制をつくります。	福祉課 協働推進課 社会福祉協議会

<p>出前講座の 充実と周知 (1層)</p>	<p>【実施内容】 出前講座の見直しを図り、幅広い世代への講座の周知を行います。</p> <p>【目標】 平成29年度までに地域福祉の正しい理解ができる講座を実施します。</p>	<p>生涯学習課</p>
---------------------------------	---	--------------



基本施策（2）情報発信の強化

●施策の方向性

広報紙、ホームページを通じて、現在行われている地域福祉活動を紹介し、活動の周知を図ります。また、地域で行われる行事やボランティア活動等の積極的なPRを行い、参加につながる情報提供に努めます。

ホームページ等に福祉情報を掲載し、福祉に関するよくある事例の紹介等の記事を掲載し、福祉に関する情報を探しやすくします。

●具体的施策

施策名	施策内容	担当
広報紙、ホームページの活用 (1層)	【実施内容】 広報紙、ホームページ等で福祉に関する情報の発信を行います。 【目標】 平成 29 年度までに新たな手法も含めて福祉に関する情報の発信を行います。	福祉課 社会福祉協議会
福祉情報の掲載 <新規> (1層)	【実施内容】 広報紙、ホームページ等で、固定スペースを設置し、福祉に関する情報を発信します。 【目標】 平成 29 年度までに随時、福祉情報を掲載し、平成 32 年度までに固定スペースを設置します。	福祉課
情報保障の推進 (1層)	【実施内容】 高齢者や障がいのある人、日本語の十分な理解が困難な外国人が必要な情報を必要なとき入手できるよう、情報保障に努めます。 【目標】 平成 32 年度までに高齢者や障がいのある人、外国人でも分かりやすい福祉情報を提供します。	社会福祉協議会

第5章 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、福祉、保健、コミュニティなど地域全体を広範囲に対象としています。そのため、行政だけで推進していくことは不可能で、地域住民、NPO法人、社会福祉法人など全ての地域住民が関わっていく必要があります。

そうした中で、地域福祉計画の策定に携わった方には、引き続き推進について協力をいただくとともに、推進の状況については、ホームページで公表します。

1 計画の推進体制

(1) 地域福祉推進委員会

学識経験者、福祉又は医療関係者、民生児童委員、公募により選考された方で構成した東浦町地域福祉推進委員会を設置し、本計画の策定を行いました。

今後は、計画の進捗状況の確認や、実施内容の評価、取り組み方針の見直しを行っていきます。

(2) 作業部会（地域福祉推進委員会作業部会）

地域の現状と課題の精査をする目的で、地域福祉推進委員会の委員で構成する、基本目標ごとの作業部会を設置しました。作業部会は、地域の課題を抽出し、課題解決に向けた議論を重ね、具体的な施策を提案しました。

作業部会は、計画策定後、地域福祉計画の具体的な施策をさまざまな関わりをしていく中で、実践していき、課題解決へつなげていきます。

(3) 地域福祉推進庁内会議（内部作業部会）

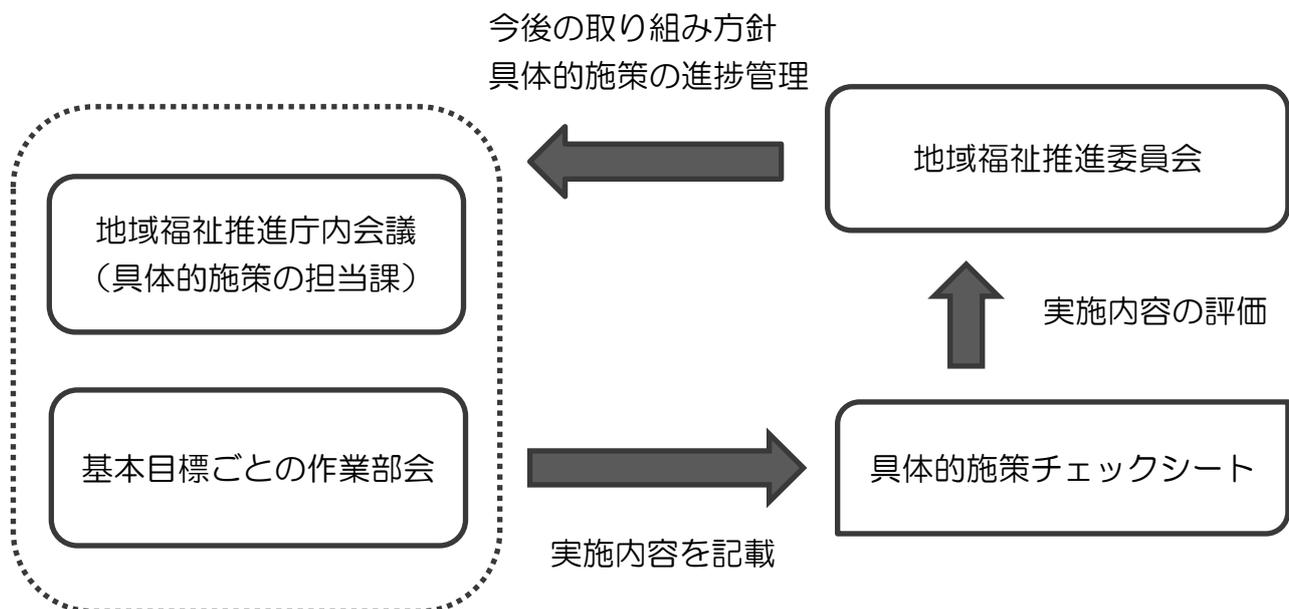
福祉課を中心とした庁内関係部署で構成する内部作業部会です。具体的施策の担当課が施策を行う中で、関係部署間の役割分担を確認し合い、課題解決の取組を行っていきます。また、関係部署の職員は、作業部会にも参加し、連携していきます。

2 計画の評価方法

本計画の評価は、地域福祉推進委員会、作業部会、地域福祉推進庁内会議が連携して実施します。

地域福祉推進庁内会議及び作業部会が実施した内容を具体的施策チェックシートに記載します。チェックシートに記載された実施内容について地域

福祉推進委員会で評価をし、今後の取組み方針や、目標達成のために具体的施策の進捗管理をしていきます。



3 第2期地域福祉計画に向けて

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年です。この間の地域福祉を取り巻く社会情勢や環境の変化に対応した内容の見直しを行うとともに、地域福祉推進委員会での意見のほか、第1期地域福祉計画の取組み事業の実施状況を確認します。

4 計画の普及啓発

東浦町地域福祉計画・概要版を民生児童委員など地域福祉の担い手をはじめ、コミュニティセンター等の公共施設、社会福祉施設等に配布します。また、広報紙やホームページを活用し、住民への周知を図ります。

參考資料

○東浦町地域福祉推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例(平成26年東浦町条例第2号)第2条の規定に基づき、東浦町地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉又は医療に関係する者
- (3) 民生委員
- (4) 公募により選考された者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会の目的の達成に必要な事項を調査研究するため、必要に応じ、作業部会を置

くことができる。

2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

東浦町地域福祉推進委員会名簿

氏名	所属名等	備考
都筑 一男	東浦町民生委員児童委員協議会 会長	委員長
久米 弘	連絡所長・自治会長 代表	副委員長
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部 教授	副委員長
杵島 誠一路	老人クラブ連合会 会長	
日高 啓治	社会福祉法人愛光園 企画総務部長	
鈴木 涼子	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 地域福祉係 係長	
高見 靖雄	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 東浦包括支援センター 包括係長	
山守 正記	社会福祉法人八起社 特別養護老人ホーム東和荘 福祉部長	
村山 誠治	社会福祉法人相和福祉会 くすの樹 管理者	
山崎 紀恵子	特定非営利活動法人絆 代表理事	
富松 玲香	特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター 相談員	
友永 涼子	子育てネットワーク	
鈴木 美咲子	医療法人寿康会 大府病院 精神保健福祉士	
高見 雅代	独立行政法人国立長寿医療研究センター 医療社会事業専門員	
小林 真矢	医療法人昭新会 訪問看護ステーショングラシア 管理者	
水野 輝男	東浦町民生委員児童委員協議会 地域福祉部会長	
仲川 貫治	東浦町民生委員児童委員協議会	
神谷 真由美	公募委員	
川添 茂	公募委員	
杉浦 政代	公募委員	

東浦町地域福祉推進委員会 検討経過

委員会日程	議事内容
第1回東浦町地域福祉推進委員会 平成26年6月18日（水）	1 東浦町地域福祉推進委員会委員について 2 地域福祉計画についての講話 3 東浦町地域福祉計画策定の工程等について
第2回東浦町地域福祉推進委員会 平成26年8月8日（金）	1 東浦町地域福祉計画に係る住民アンケートについて 2 東浦町地域福祉計画の基本構想について
第3回東浦町地域福祉推進委員会 平成26年11月12日（水）	1 東浦町の地域福祉における現状と課題について 2 東浦町地域福祉計画策定における作業部会について 3 今後のスケジュールについて
第4回東浦町地域福祉推進委員会 平成27年2月18日（水）	1 東浦町地域福祉計画に関する住民意識アンケートの結果概要について 2 東浦町地域福祉計画策定における作業部会の中間報告について 3 今後のスケジュールについて
第5回東浦町地域福祉推進委員会 平成27年4月27日（月）	1 東浦町地域福祉計画策定における作業部会の最終報告について 2 東浦町地域福祉計画の骨子案について
第6回東浦町地域福祉推進委員会 平成27年6月25日（木）	1 東浦町地域福祉計画の骨子案について 2 今後のスケジュールについて
第7回東浦町地域福祉推進委員会 平成27年8月17日（月）	1 東浦町地域福祉計画の骨子案について
第8回東浦町地域福祉推進委員会 平成27年12月22日（火）	1 東浦町地域福祉計画の答申について

作業部会の経過

居場所部会

<部会員>山崎紀恵子、友永涼子、小林真矢、仲川貫治、川添茂、杉浦政代

<検討経過>

部会日時	議事内容
第1回 平成26年12月10日(水) 午前9時30分から午前11時30分	現状と課題の整理、部会の方向性、居場所の定義
第2回 平成27年1月13日(水) 午前9時30分から午前11時30分	現状と課題の整理、地域の居場所の利用促進
第3回 平成27年2月4日(水) 午前9時30分から午前11時30分	中間報告に向けた提案
第4回 平成27年2月26日(木) 午前9時30分から午前11時30分	具体的施策の検討、モデル事業の可能性
第5回 平成27年3月19日(木) 午前9時30分から午前11時30分	具体的施策の検討
第6回 平成27年4月9日(木) 午前9時30分から午前11時30分	最終報告に向けた提案

地域包括ケアシステム部会

<部会員>高見靖雄、水野輝男、日高啓治、山守正記、高見雅代、小林真矢、富松玲香、鈴木美咲子

<検討経過>

部会日時	議事内容
第1回 平成26年12月2日(火) 午前9時30分から午前11時30分	検討の方向性、現状と課題の整理
第2回 平成27年1月14日(水) 午前9時30分から午前11時30分	総合相談窓口、多職種連携について
第3回 平成27年2月3日(火) 午後1時30分から午後3時30分	多職種連携の現状について、中間報告について
第4回 平成27年2月27日(金) 午後1時30分から午後3時30分	具体的施策について
第5回 平成27年3月24日(金) 午後1時30分から午後3時30分	具体的施策の内容確認
第6回 平成27年4月14日(火) 午後2時00分から午後4時00分	最終報告に向けた提案

地域活動部会

<部会員>久米弘、都筑一男、鈴木涼子、友永涼子

<検討経過>

部会日時	議事内容
第1回 平成26年12月9日(火) 午前9時30分から午前11時30分	基本施策の確認、今後のスケジュール、現状と課題の整理
第2回 平成27年1月13日(火) 午後1時30分から午後3時30分	現状と課題の整理、圏域の意見出し
第3回 平成27年2月2日(月) 午前9時30分から午前11時30分	圏域の意見出し
第4回 平成27年2月24日(火) 午前9時30分から午前11時30分	現状の整理
第5回 平成27年3月10日(火) 午前9時30分から午前11時30分	具体的施策の検討
第6回 平成27年4月2日(木) 午後1時30分から午後3時30分	最終報告案の確認

福祉教育部会

<部会員>鈴木涼子、杵島誠一路、川添茂、神谷真由美、村山誠治

<検討経過>

部会日時	議事内容
第1回 平成26年12月9日(火) 午後1時30分から午後3時30分	部会の進め方、アンケート結果の確認、現状と課題の整理
第2回 平成27年1月14日(水) 午後1時30分から午後3時30分	現状と課題の整理、基本施策の確認
第3回 平成27年2月2日(月) 午後1時30分から午後3時30分	中間報告書の精査、今後のスケジュール
第4回 平成27年2月25日(水) 午後1時00分から午後3時00分	基本施策の整理、具体的施策の検討
第5回 平成27年3月18日(水) 午後1時30分から午後3時30分	具体的施策の検討
第6回 平成27年4月6日(月) 午後1時30分から午後3時30分	最終報告案の確認

地域福祉計画居場所部会 最終報告

居場所部会では、地域が抱える様々な孤立や支えあいの希薄化に焦点を当て、「誰もが参加できる居場所」を作ることを目指し、議論してきました。その結果、求められる居場所の条件、これからの居場所の在り方が見えてきました。

現状と課題

- ・気軽に行けておしゃべりができる、病院帰りに立ち寄りたくなるような場所が求められており、現在は喫茶店や病院の待合室がその役割を果たしています。
- ・曜日や時間に制限があると使いにくいこともあります。また、役割がないと居づらかったり、催しごとがないと参加できなかったり、逆に何かやることを決められると参加できない人もいるため、様々な形態の居場所があることが望ましいです。
- ・公共施設や各地の空き家など、条件がそろえば利用できそうなハードは多く存在しています。しかし、現状としてそれを有効利用することができていません。

提案

【将来的に、さまざまな形態の『居場所』を各地区に開設する】

利用する人により、居場所に求めるものは様々です。よって、居場所も画一的に同じものが量産されるのではなく、ニーズや状況に合ったものが必要となってきます。

そのうえで、居場所部会として提案する居場所は

- ・徒歩で行くことのできる距離にある
- ・多世代で利用、交流できる
- ・開所時間内は自由に居られる
- ・常に誰かが居て迎えてくれる
- ・居場所に集う人みんなで運営する
- ・ちょっとした相談や喫茶ができる

という条件を満たす居場所です。そんな居場所を各地区に開設することを促進するため、以下の提案を行います。

基本施策	提案事業内容	圏域
誰もが参加できる、身近にある活動の場づくり	『居場所』を運営する人材の育成	2
	常設型居場所の運営	2
	『居場所』としての公共施設の有効利用	2
居場所の情報発信	「情報発信協力団体」の認定、増進	1

具体的には、計画発足後5年以内に各地区で1か所程度の居場所開設を目標とします。

部会長：山崎紀恵子

部会員：仲川貴治、川添茂、杉浦政代、友永涼子、小林真矢

地域福祉計画地域包括ケアシステム部会 最終報告

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための支援体制として、総合相談窓口と多職種連携について検討しました。

現状と課題

- ・複数の制度の利用を必要とする家庭が多いことから、多様な制度に関する知識を持ち、関係機関や制度の紹介、橋渡しのできる調整役が必要です。
- ・関係機関が個々に家庭内の別々の人の対応をしている場合、関係機関同士で情報共有ができていないことがあります。
- ・地域での相談窓口として、民生・児童委員や社会福祉協議会もありますが、認知度が低いため、周知活動も必要です。
- ・支援の必要性があると思われても、障害者手帳を持っていない等の理由により、公的サービスを受けていない「ハザマの人」の相談窓口がありません。

提案

【コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という）の活用】

制度のハザマや複数の課題を抱えるなど、公的サービスだけでは対応が困難なケースの解決に取り組む CSW の設置に伴う福祉の相談窓口の拡充を提案します。CSW は、行政をはじめとした各支援機関と連携し、解決への足掛かりを担っていきます。

【東浦町の課題について討議するための「協議体」を設立】

関係機関で形成する「東浦町の課題について討議するための協議体」設置を提案します。

基本施策	提案事業内容	圏域
福祉の相談窓口の充実	個人の困りごと等を組・班の中で共有し、民生・児童委員やCSWへの相談につなげていけるような体制づくり、意識づくりを進めていきます。	3
	CSWの役割として、地域住民の相談を受けること（個別支援）に加え、相談者が生活していくうえで、地域での見守り体制の環境調整役（地域支援）を担っていきます。	2
多職種連携の体制づくり	高齢、障がい、子ども等、分野ごとに縦割りで形成されている、他市町も含んだ現行の協議体にとらわれず、「東浦町内の課題」を「東浦町内の組織」で検討できるような「東浦町地域包括ケアシステム協議体（仮称）」の設置に向け働きかけを行います。	1

福祉の相談窓口の充実に関しては、将来的には2層（小学校区）の圏域で事業を展開することを目標とします。

部会長：高見靖雄

部会員：水野輝男、日高啓治、山守正記、高見雅代、小林真矢、富松玲香、鈴木美咲子

東浦町地域福祉計画 地域活動部会最終報告

地域活動部会では、地域福祉活動をする人材の発掘・養成と、圏域の設定について議論してきました。その結果、活動内容によって圏域を多層的に定め、施策の対象を明確にする必要があることが見えてきました。

現状と課題

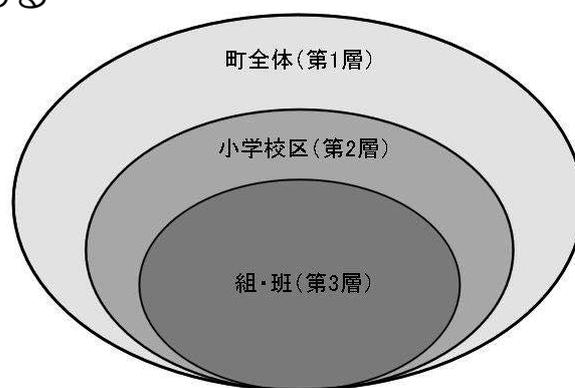
- ・転入してきた世帯は自治会への参加率が低いため、コミュニティ組織が成立しなくなっています。また、高齢・一人暮らしの理由からコミュニティ内の役割を担えず、脱退してしまう方もいます。
- ・自治会に参加していないため、交流する場や機会の情報が入ってきません。
- ・地域で活動してくれる人材の発掘ができていません。
- ・気軽にコミュニティ行事に参加できる仕組み作りや、PR方法を検討する必要があります。
- ・身近な相談員である民生・児童委員活動の支援、活動の周知をしていく必要があります。

基本施策

- ・「隣人力」「地域力」の連帯感を高める
- ・支え合える人たちの養成

圏域の設定

- 第1層：町全体
- 第2層：小学校区
- 第3層：組・班



【イメージ図】

具体的な目標

民生委員や福祉サービス事業者等の関係機関と地域住民が協力して地域の暮らしを支える意識を持っていくため、各地区コミュニティの『がんばる地域行動計画』に基づく取り組み等により、地域力の強化・連携を図っていきます。

部会長：久米弘
部会員：都筑一男、鈴木涼子、友永涼子

地域福祉計画福祉教育部会 最終報告

福祉教育部会では、福祉に触れる「きっかけづくり」をはじめとした「身近に感じる」福祉について焦点を当て、「どんな世代の、どんな人に、どのような」アプローチを行うのが効果的か議論してきました。その結果、福祉の体験の機会の提供方法や、アピールする対象が具体化されてきました。

現状と課題

- ・簡単に参加できる座学や体験講座、ボランティア活動を通して福祉を身近に感じることで、理解を深めることにつながります。
- ・子育て世代や就労世代、主婦、団塊の世代など、あらゆる世代に向けた福祉に関心を持てるような「きっかけづくり」の機会が必要です。
- ・施設や関係機関が行うことが出来る座学や見学会、交流会などのメニュー表があれば、地域や学校も活用すると考えられます。
- ・福祉施設紹介や実施している事業内容の情報発信が弱いため、地域住民からの理解が不十分です。
- ・広報や回覧板を有効的に活用した情報発信の工夫が必要であり、少しでも「福祉」が他人事ではなく、自分事と思ってもらえる紙面の工夫も必要です。

提案

【誰もが福祉に関心を持てるような情報提供の工夫と、地域で学べるきっかけづくり】

福祉活動に意欲がある人がいても、その人が求める情報を得なければ参加することはできないため、情報提供の方法を工夫する必要があります。また、地域の身近なところで気づきを深めることのできるような機会を設ける必要があります。

そのうえで、福祉教育部会として以下の提案を行います。

基本施策	提案事業内容	圏域
地域ぐるみで福祉を学ぶ機会・場づくり	・どの世代も参加しやすく興味を持ちやすい、福祉についての「はじめの一步講座」の開設を目指します。	1
	・学校と福祉の情報交換を行う連絡協議会の設立に向け働きかけを行います。（現在は社協と学校で行っているためそこに行政や社会福祉施設等も参加できるしくみづくりを行っていきます。）	2
	・地域ぐるみで学ぶ福祉の座学・体験の出前講座の充実を図っていきます。	3
情報発信の強化	・広報ひがしうらやHP等で、必要な人に必要な情報を必要な手段で届ける福祉情報の発信を行っていきます。	1
	・住民自らが情報発信をする取組みを行っていきます。（福祉に関して地域貢献している団体や個人を掲載するなど、より身近な情報に触れることができるよう取組んでいきます。）	3

部会長：鈴木涼子

部会員：杵島誠一路、川添茂、神谷真由美、村山誠治

東浦町地域福祉計画に係るアンケート調査結果

【実施目的】

住民意識の集約により、東浦町のより良い「地域福祉」の推進に反映させ、東浦町地域福祉計画策定に役立てることを目的に実施しました。

【調査実施期間】

平成26年10月20日（月）発送、同年10月31日（金）までの提出期限で実施

【実施数】

アンケート調査実施人数 2,000人

【実施対象】

- ① 18歳以上を対象とする。
- ② 地区別の人口比率に合わせて対象者数を設定する。
- ③ ②から年代別の比率に合わせて対象者数を設定する。
なお、年代割りとしては、29歳以下、30～49歳、50～64歳、65歳以上

【回収結果】

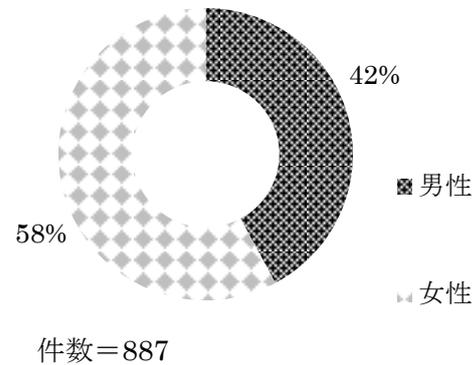
	29歳以下	30歳から49歳	50歳から64歳	65歳以上	計
回答数	173	231	202	286	892
送付数	620	565	354	461	2,000
回答率	28%	41%	57%	62%	45%

【調査結果の見方】

- ①比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第1位を四捨五入して算出しました。
- ②設問によっては、未回答の方もいますので、回答数と同数にならない設問もあります。

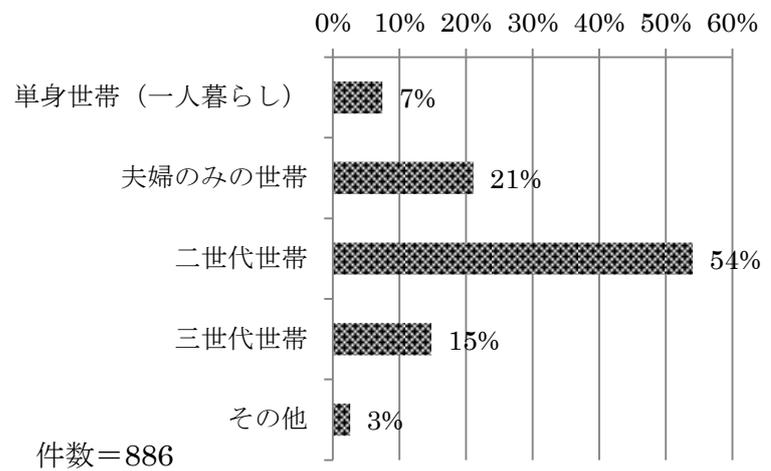
1 性別

○回答者の性別は、男性が42%、女性が58%となっています。



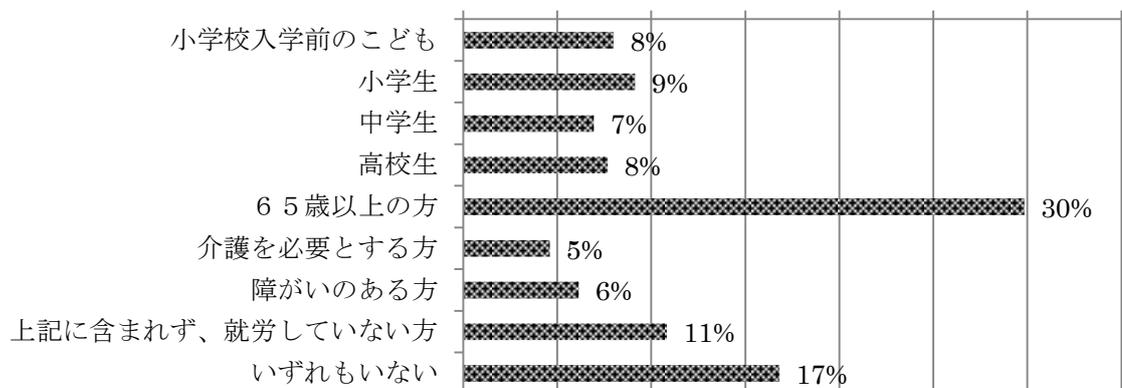
2 家族構成

○二世帯世帯の54%が最も高く、単身世帯は7%となっています。



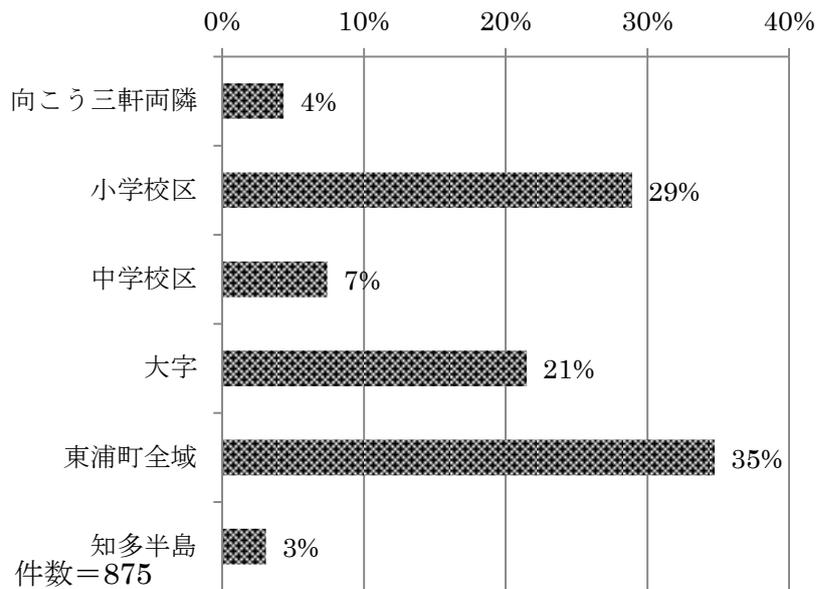
3 同居家族の状況

○同居家族の状況は、「65歳以上の方」のいる世帯の割合が30%で最も高くなっています。
○高校生以下の子どもがいる世帯の割合は、32%となっています。



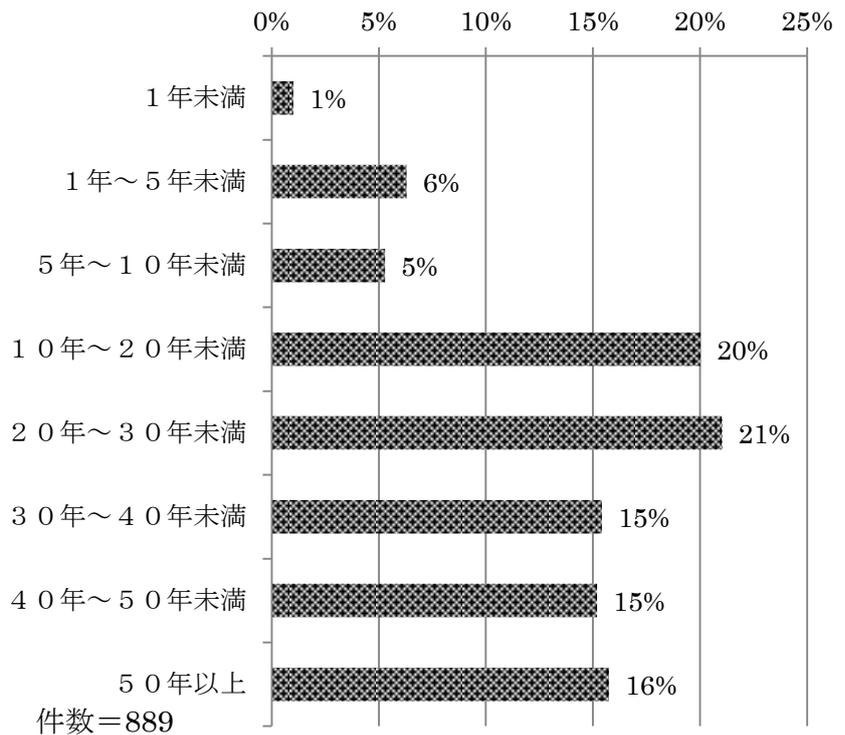
4 「地域」と聞いて、どの区分を想定しますか。

○「地域」を想定する範囲は、「東浦町全域」が35%で最も高く、「小学校区」が29%、「大字」が21%と続いています。



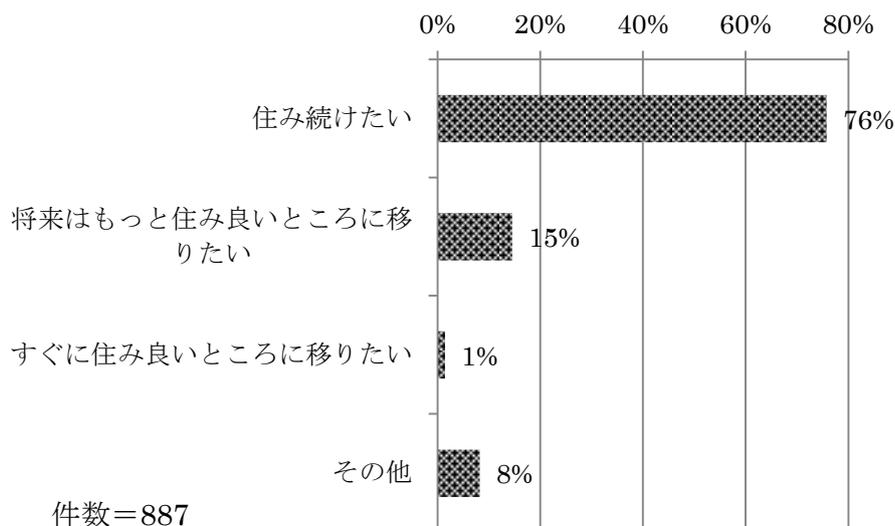
5 東浦町に何年お住まいですか。

○東浦町での居住年数は、「20年～30年未満」が21%で最も高く、30年以上の居住年数の方は、46%となっています。



6 これからも東浦町に住み続けたいと思いますか。

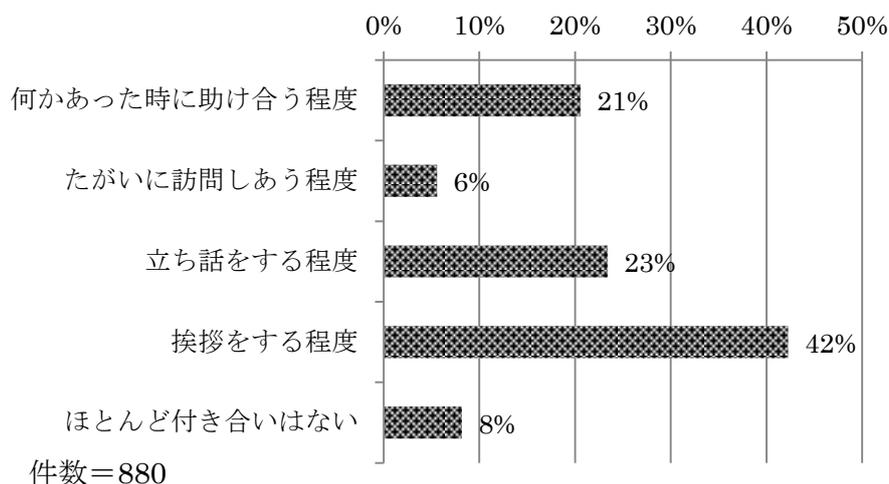
○住み続けたいと回答した方は、76%でした。



7 近所の方とどのくらいお付き合いされていますか。

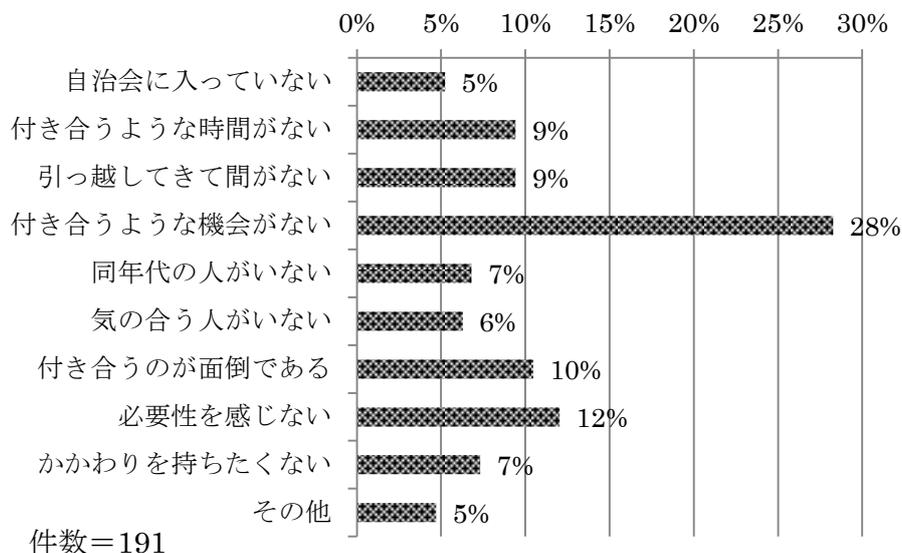
○挨拶をする程度と回答した方は、42%でした。

○ほとんど付き合いはないと回答した方は、8%でした。



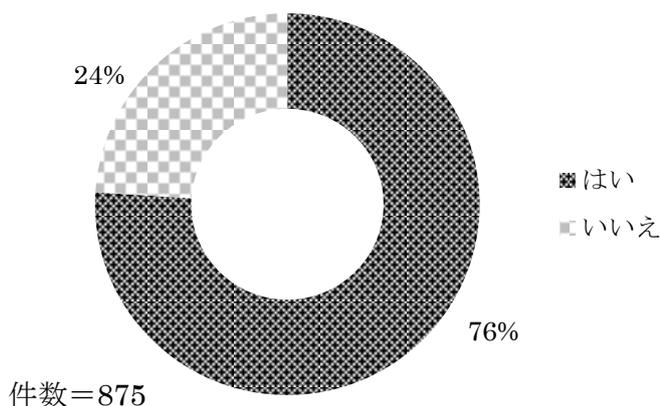
○ほとんど付き合いはないと回答した理由としては、右のとおりです。

○付き合うのが面倒である、必要性を感じない、かかわりを持ちたくないなどの理由を挙げた方は 29%いました。

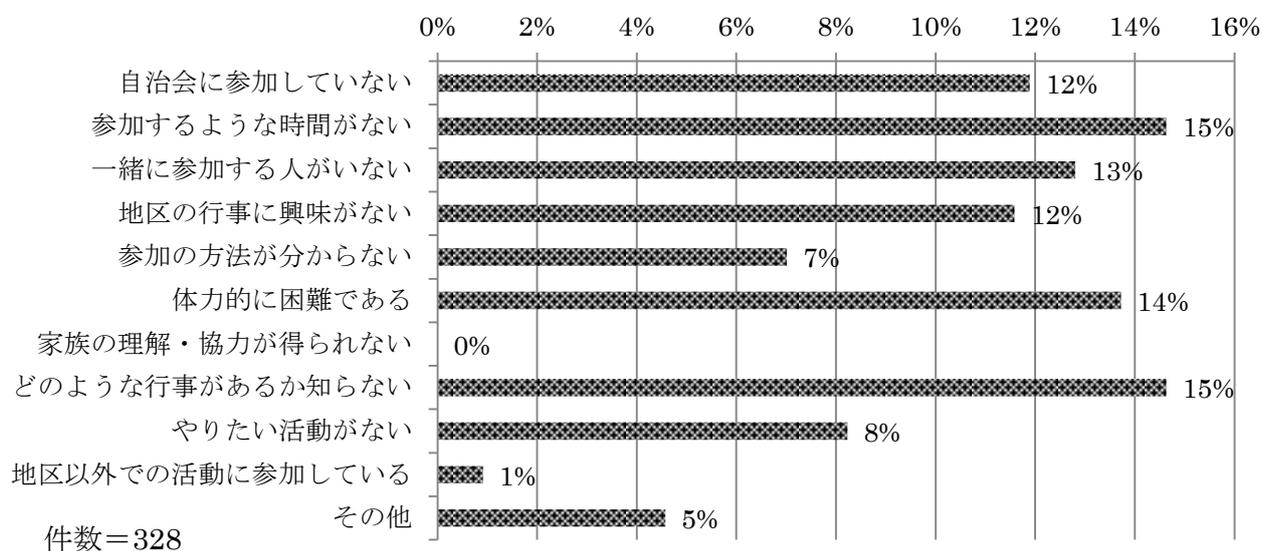


8 地区のいろいろな行事（祭り、運動会など）に参加したことはありますか。

○はいと回答した方は、76%でした。多くの方が、地区の行事に参加した経験がありました。

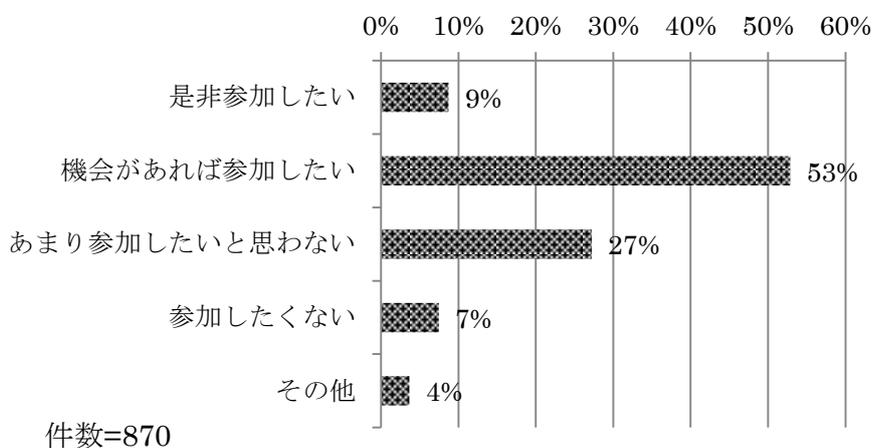


○いいえと回答した方で、どのような行事があるか知らないと回答した方は15%、地区の行事に興味がないと回答した方が、12%でした。



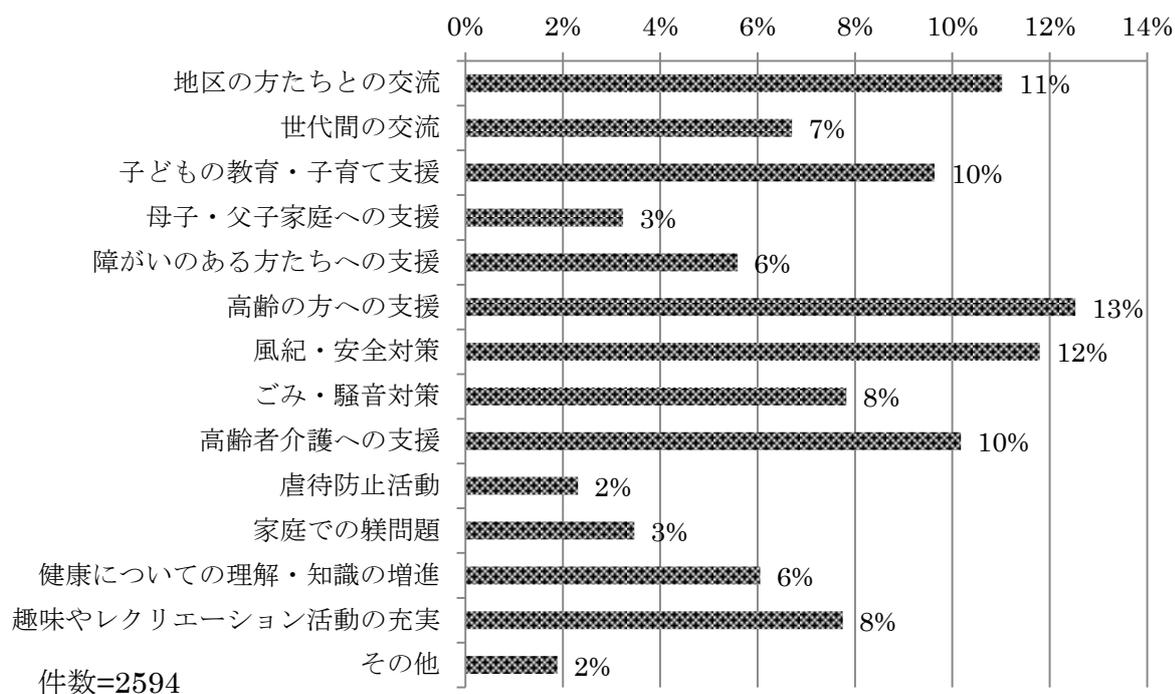
9 地区の行事に今後参加したいと思いますか。

○是非参加したい(9%)、機会があれば参加したい(53%)と回答された方が62%でした。



10 あなたの住まいの地区をより良くするための今後の課題は何だと思いますか。

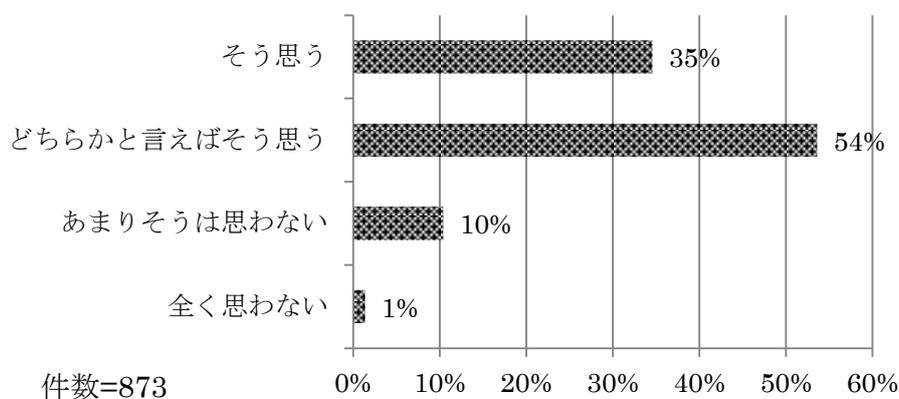
- 地区の方たちとの交流、世代間の交流など交流を課題に挙げた方は18%でした。
 ○子どもの教育・子育て、母子・父子家庭、障がいのある方たち、高齢の方、高齢者介護などへの支援を課題に挙げた方は42%でした。特に緒川新田地区の回答者の中では、高齢の方への支援を課題に挙げた方が16%を占めています。
 ○風紀・安全、ごみ・騒音などへの対策を課題に挙げた方は20%でした。



11 お住まいの地区・周辺環境について

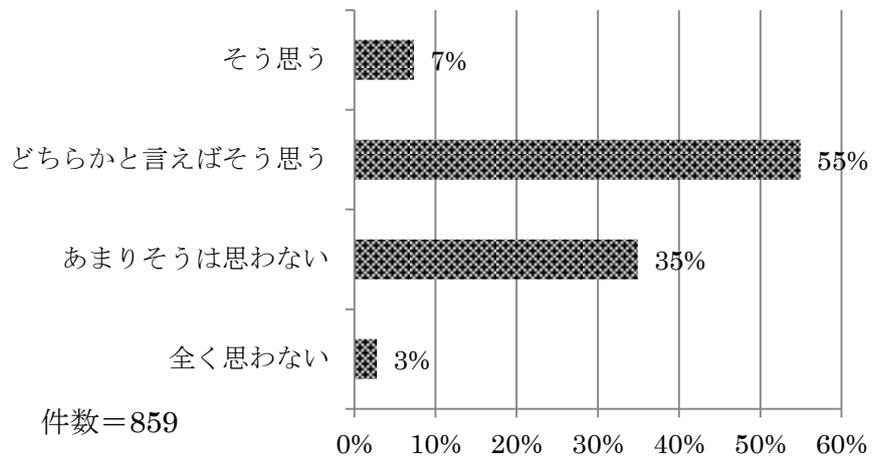
① 住んでいる地区が好きである

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の89%でした。



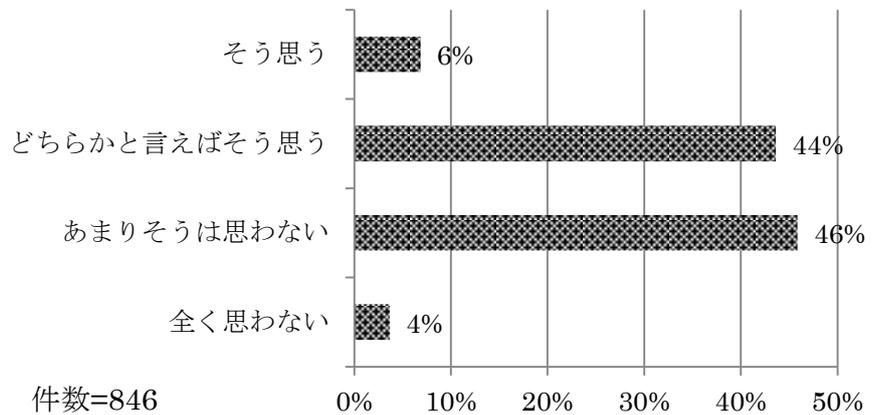
② すべての人にとって住みやすいまちである

○そう思う、どちらか
と言えばそう思うと回
答された方は、全体の
62%でした。



③ 福祉施設・サービスが充実している

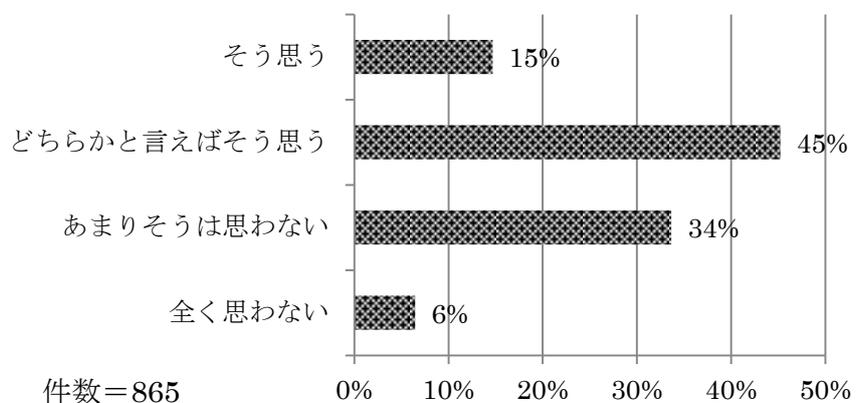
○そう思う、どちらか
と言えばそう思うと回
答された方は、全体の
50%でした。



④ 医療施設（病院・診療所等）が充実している

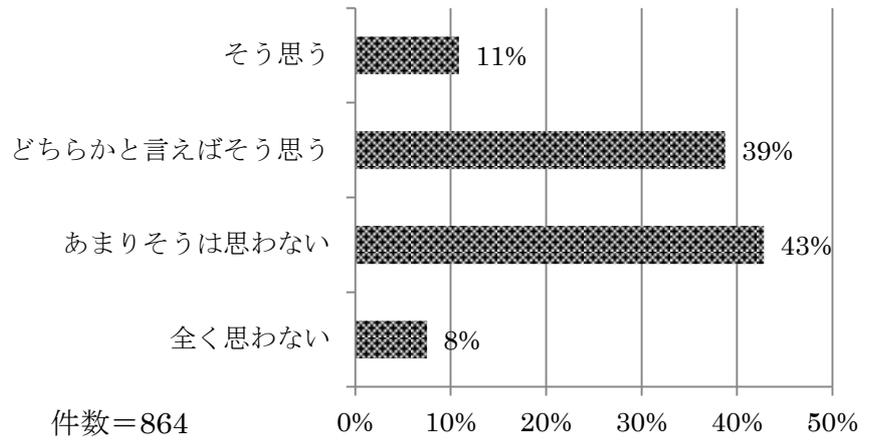
○そう思う、どちらか
と言えばそう思うと回
答された方は、全体の
60%でした。

○石浜地区ではそう思
う、どちらかと言えば
そう思うと回答された
方が70%でした。



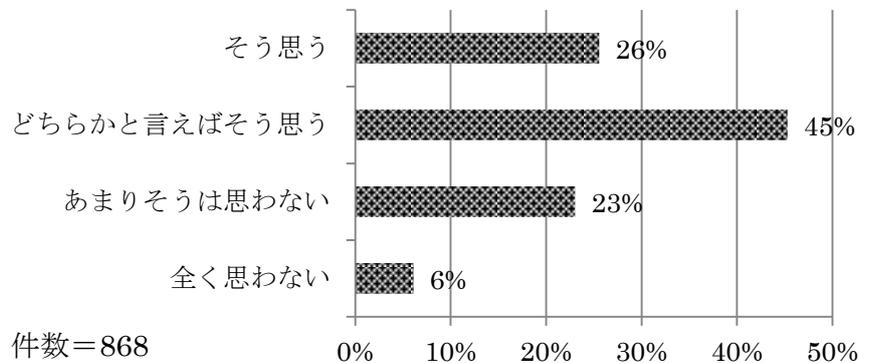
⑤ 公共施設の利用が便利である

○あまりそうは思わない、全く思わないと回答された方は、全体の51%でした。



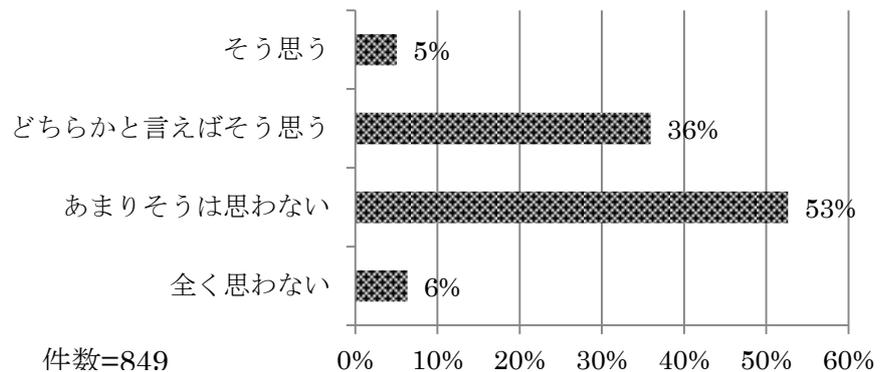
⑥ 買い物などの日常生活が便利である

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の71%でした。



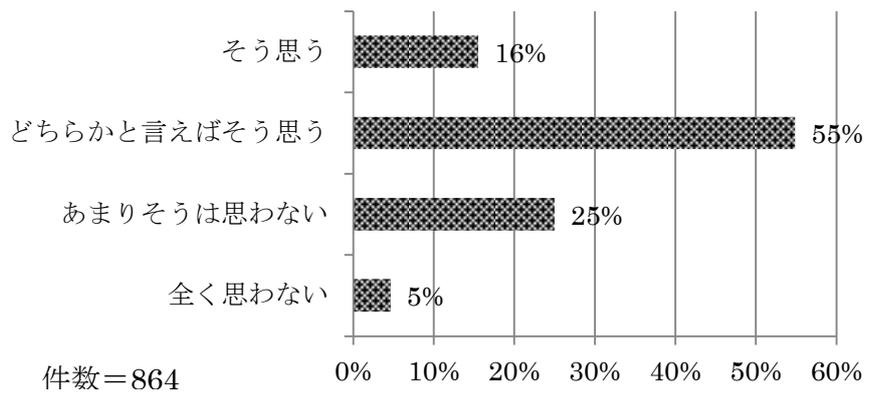
⑦ 地区の活動・ボランティアが盛んである

○あまりそうは思わない、全く思わないと回答された方は、全体の59%でした。



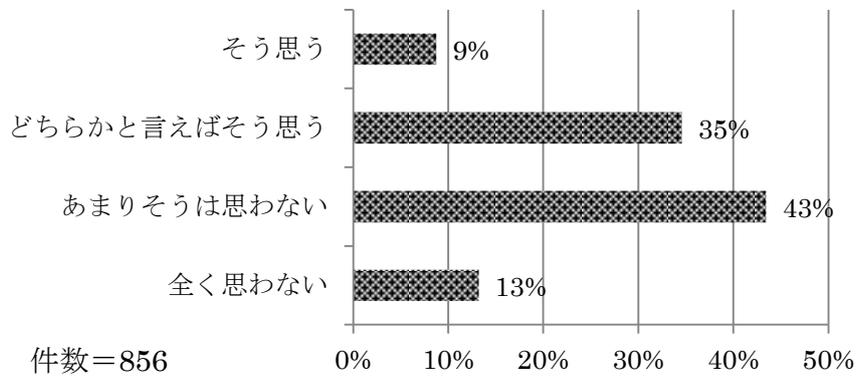
⑧ 近所の方との関係が良好である

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の71%でした。



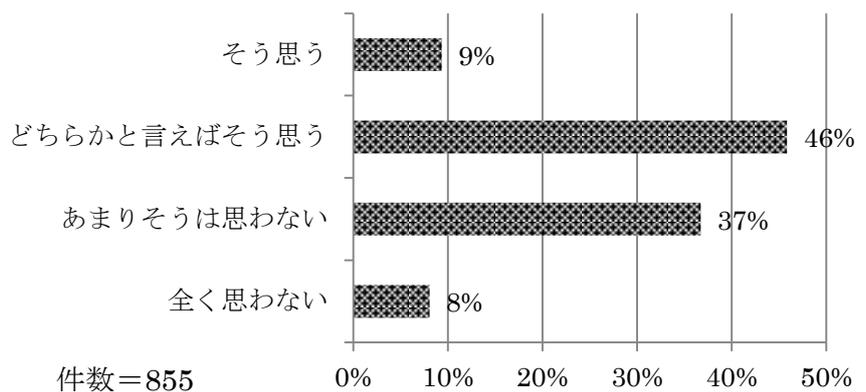
⑨ 道路や公共交通機関が充実している

○あまりそうは思わない、全く思わないと回答された方は全体の56%でした。



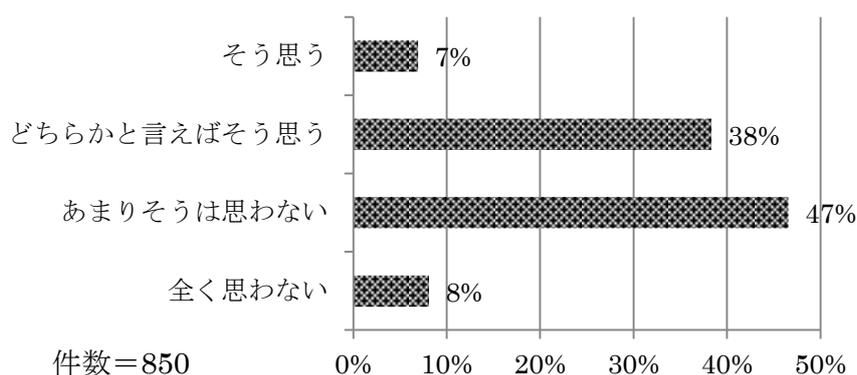
⑩ 学習施設（図書館等）が充実している

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の55%でした。



⑪ スポーツ施設（体育館等）が充実している

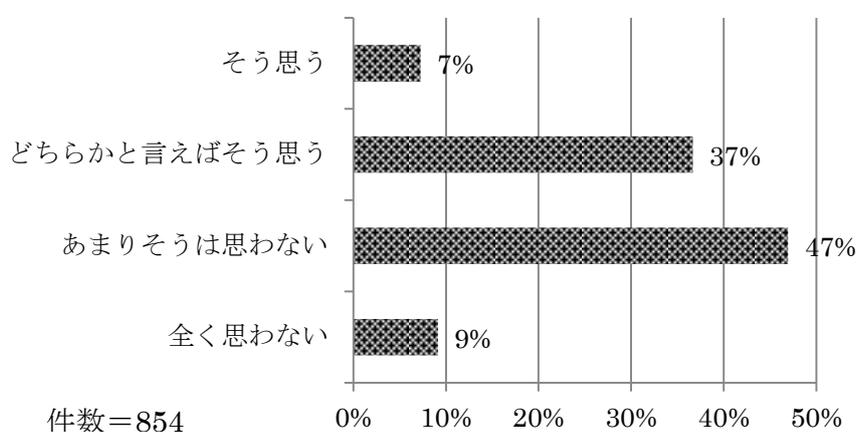
○あまりそうは思わない、全く思わないと回答された方は、全体の**55%**でした。



⑫ 子どもの遊び場・公園が充実している

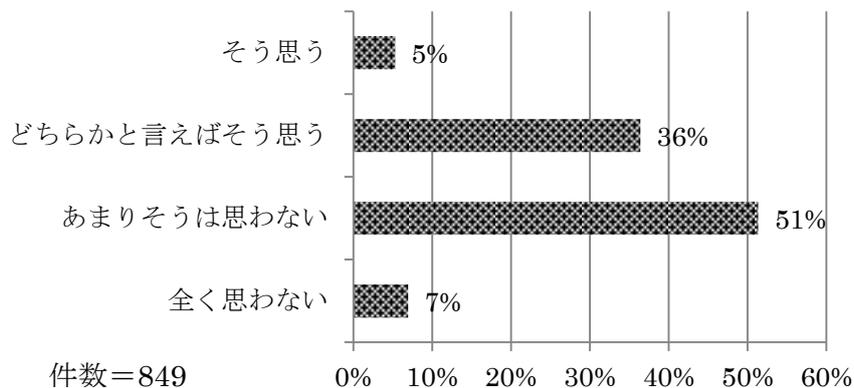
○あまりそうは思わない、全く思わないと回答された方は、全体の**58%**でした。

○自由記載には「大型の公園はあるが遠い」という記述がありました。



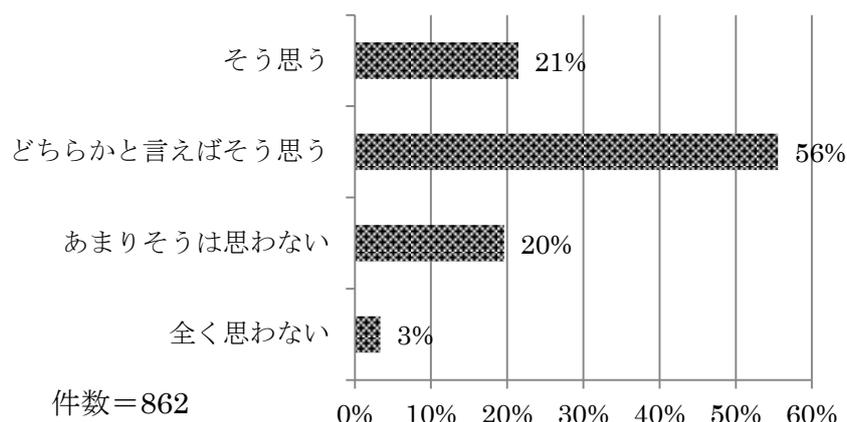
⑬ 憩いの施設・広場等が充実している

○あまりそうは思わない、全く思わないと回答された方は、全体の**58%**でした。



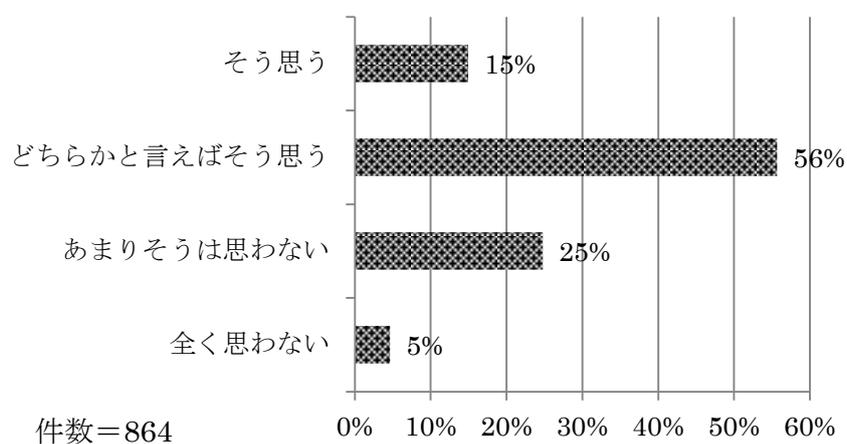
⑭ 緑が多く、静かである

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の78%でした。



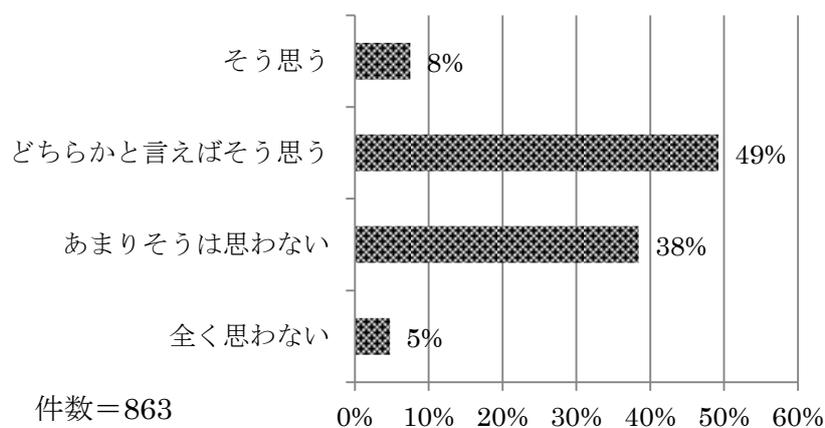
⑮ 治安が良く安心して住めるまちである

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の71%でした。



⑯ 防災対策が充実して住めるまちである

○そう思う、どちらかと言えばそう思うと回答された方は、全体の57%でした。

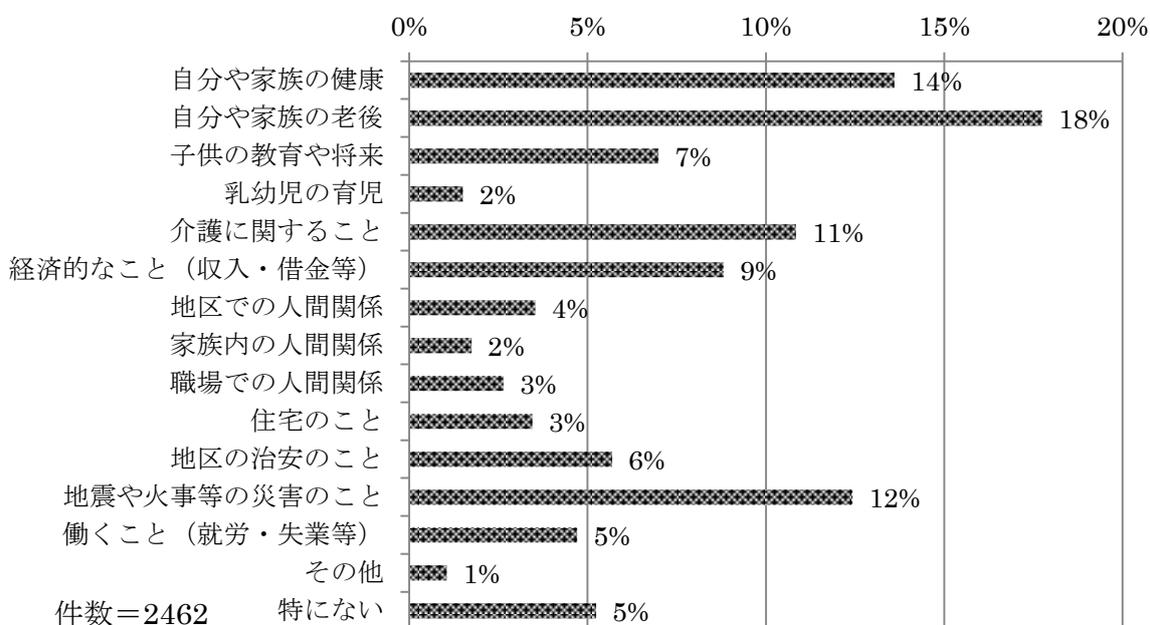


1.2 日常生活で感じる悩みや不満に当てはまるもの

○自分や家族の老後、自分の家族の健康、介護に関する事など、自分の生活や将来に関する事についての悩みや不満を抱いている方が43%いました。

○地区、家族内、職場の人間関係についての悩みを挙げた方が9%でした。

○地区の治安、地震や火事等の災害など、防犯、防災に関する悩みや不満を抱いている方が18%でした。

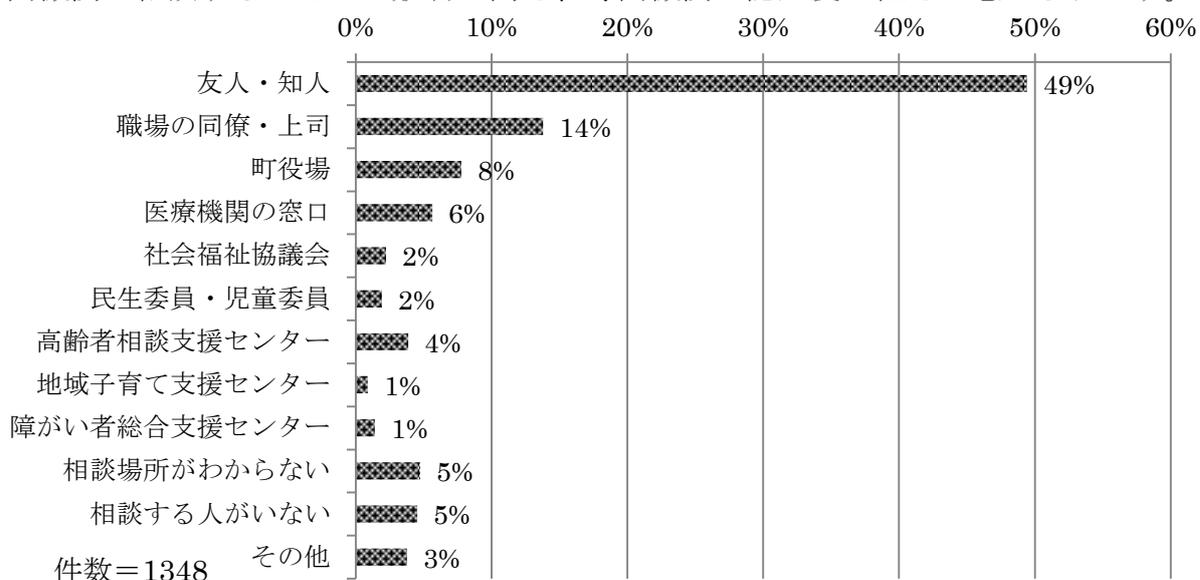


1.3 家族以外で、困った時相談する相手は誰ですか

○友人・知人が一番多く、49%ありました。

○相談場所がわからない、相談する人がいないと回答された方は全体の10%ありました。

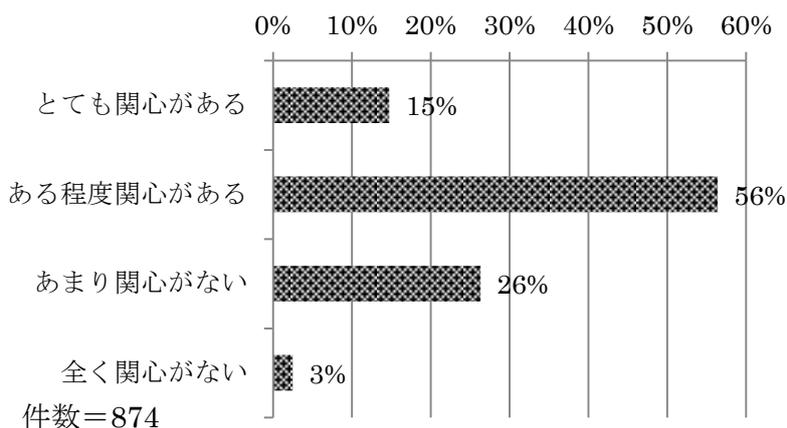
○専門機関へ相談することへの敷居の高さ、専門機関の認知度の低さを感じられます。



1 4 福祉に関心をお持ちですか

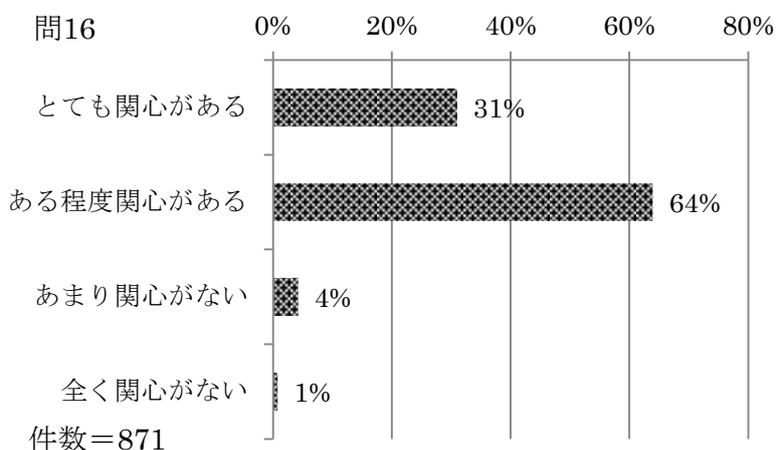
○とても関心がある、ある程度関心があると回答された方は、全体の71%でした。

○とても関心がある、ある程度関心があると答えた方の割合は、年齢が上がるほど高くなっています。



1 5 地域の福祉課題に関し、住民の助け合いの必要性に関心をお持ちですか

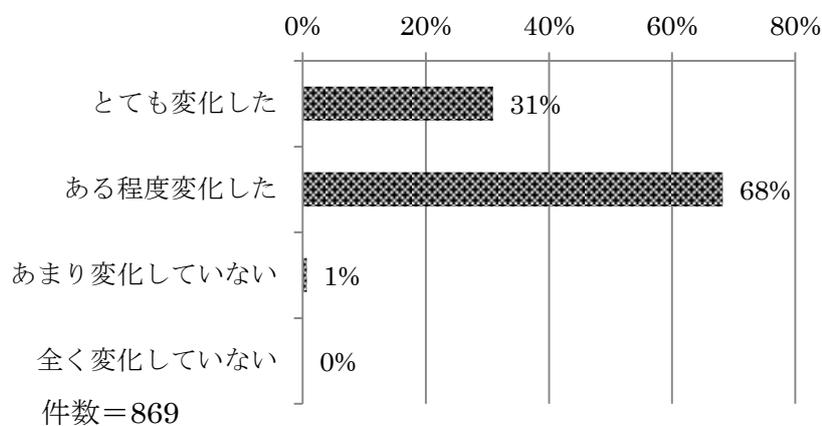
○とても関心がある、ある程度関心があると回答された方は、全体の95%ありました。



1 6 福祉に関し、あなた自身の意識は以前に比べてどのように変化したと感じますか

○とても変化した、ある程度変化したと回答された方は、全体の99%でした。

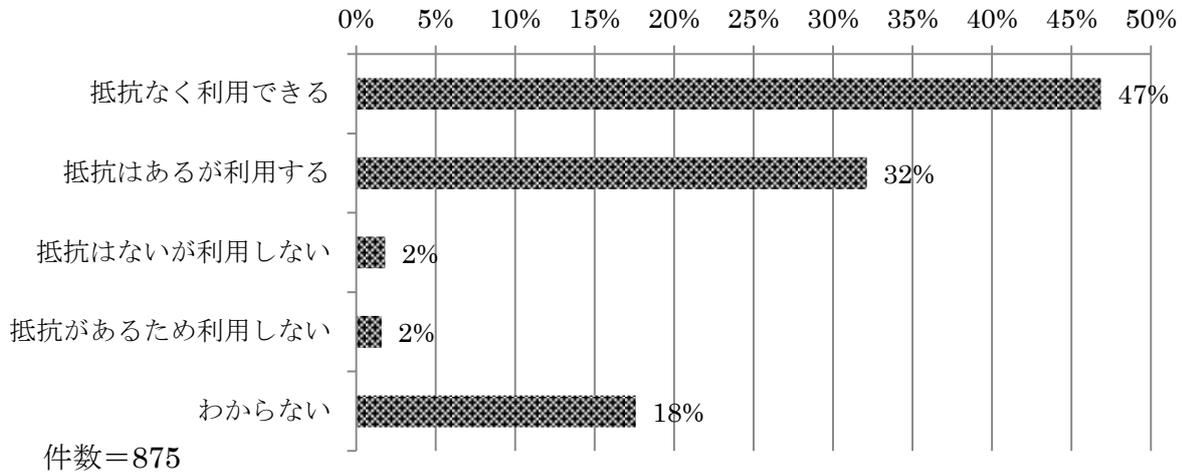
○ほぼ全ての方が、福祉に対する意識の変化を感じています。



1.7 自分自身や家族が福祉サービスを必要とした時、抵抗なくサービスを利用できますか

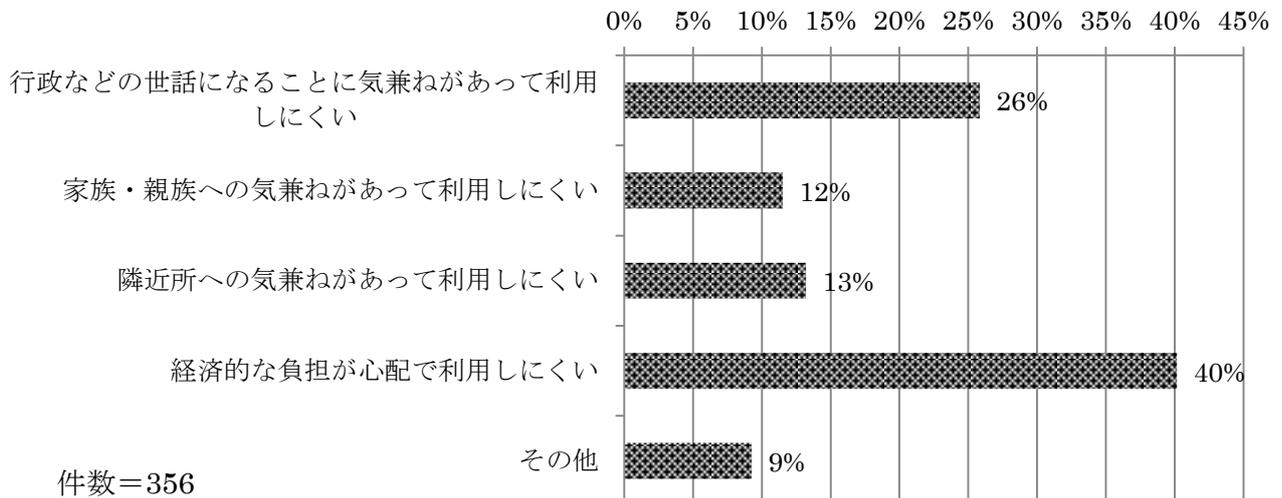
○抵抗なく利用できる（47%）が半数近くありました。

○抵抗はあるが利用する、抵抗があるため利用しないと回答している方は、年齢が上がるほど割合が高くなっています。



○抵抗はあるが利用する（32%）、抵抗があるため利用しない（2%）と回答した方のうち、経済的な負担が心配でサービスを利用しにくいと回答された方が40%でした。

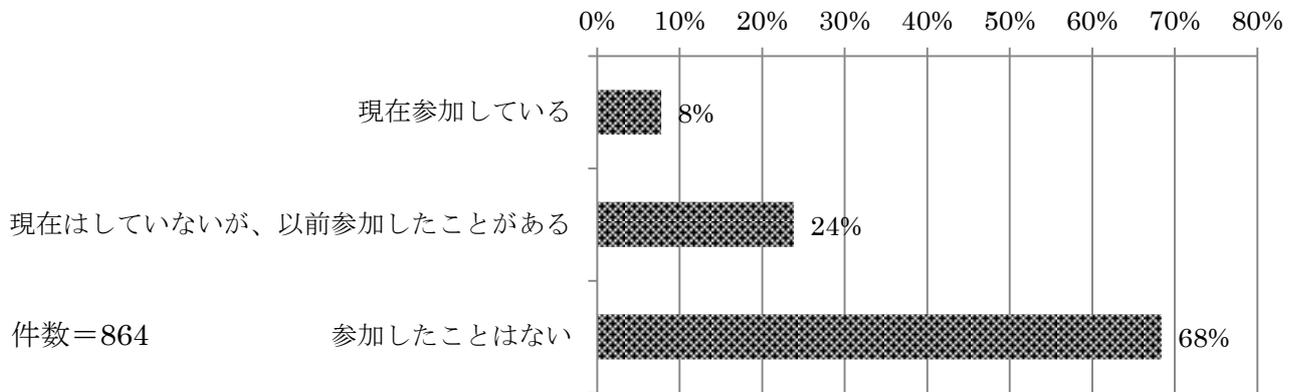
○行政などの世話になることに気兼ねがあって利用しにくい（26%）と回答した方のなかで、最も割合の高い年代は75歳以上の年代でした。



1.8 今までボランティア活動やNPO法人の活動に参加したことは

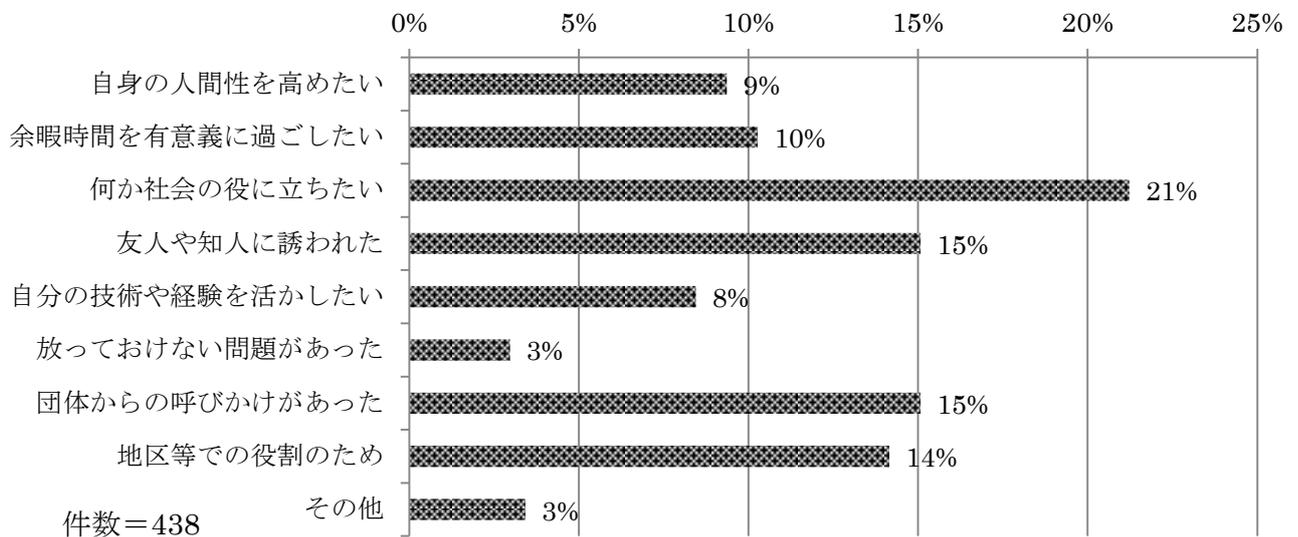
○参加したことはないが68%でした。

○現在参加している(8%)、以前参加したことがある(24%)と回答した方で、活動に参加した動機は、何か社会の役に立ちたい(21%)が多くありました。



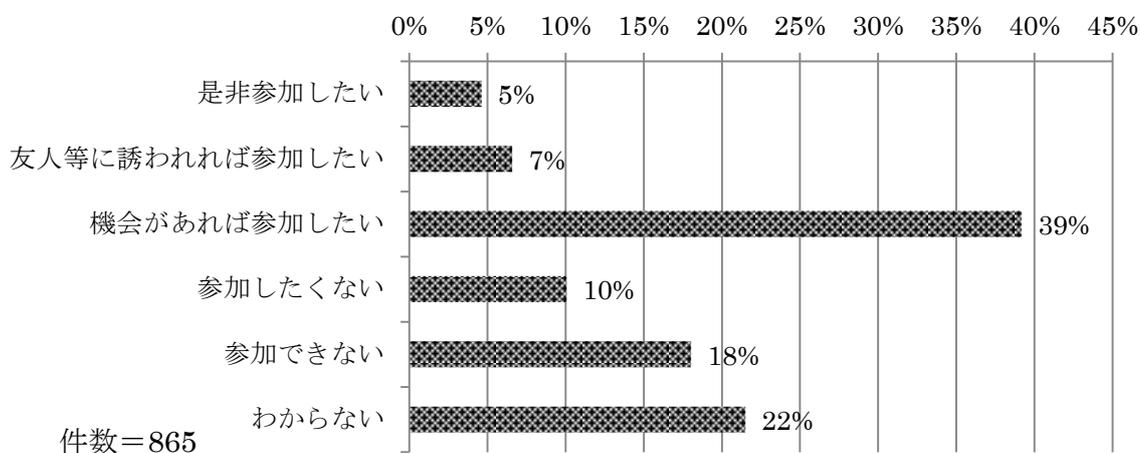
○現在参加している(8%)、以前参加したことがある(24%)と回答した方で、活動に参加した動機は、何か社会の役に立ちたい(21%)が多くありました。

○友人知人や団体からの誘いで参加した方は全体の30%でした。



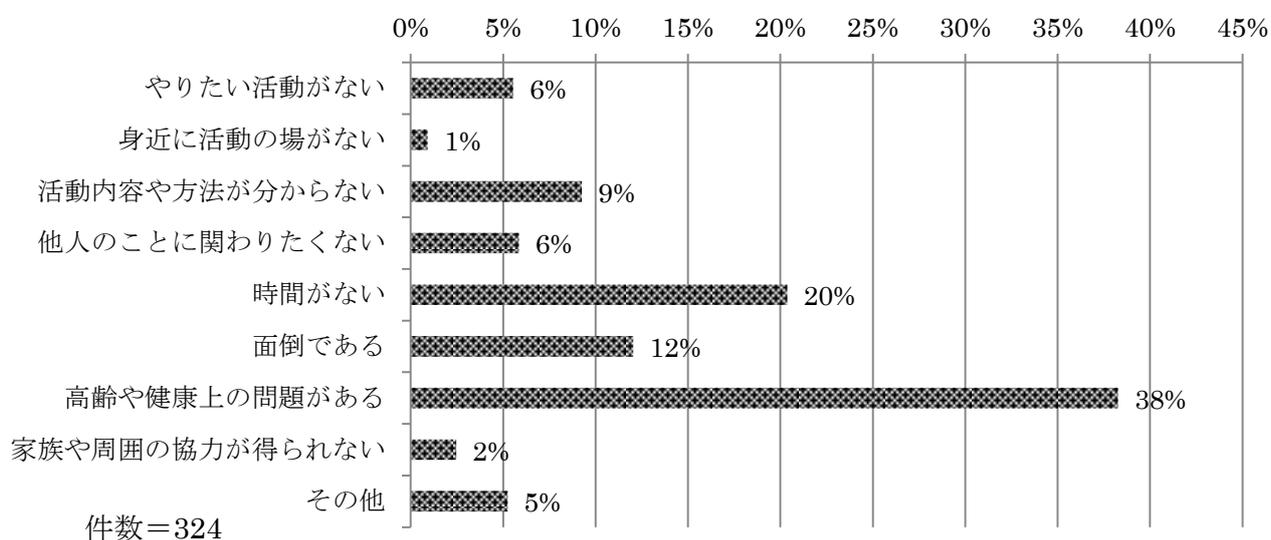
19 今後ボランティア活動やNPO法人の活動に参加したいと思いますか

○是非参加したい（5%）、友人等に誘われれば参加したい（7%）、機会があれば参加したい（39%）が半数以上でした。



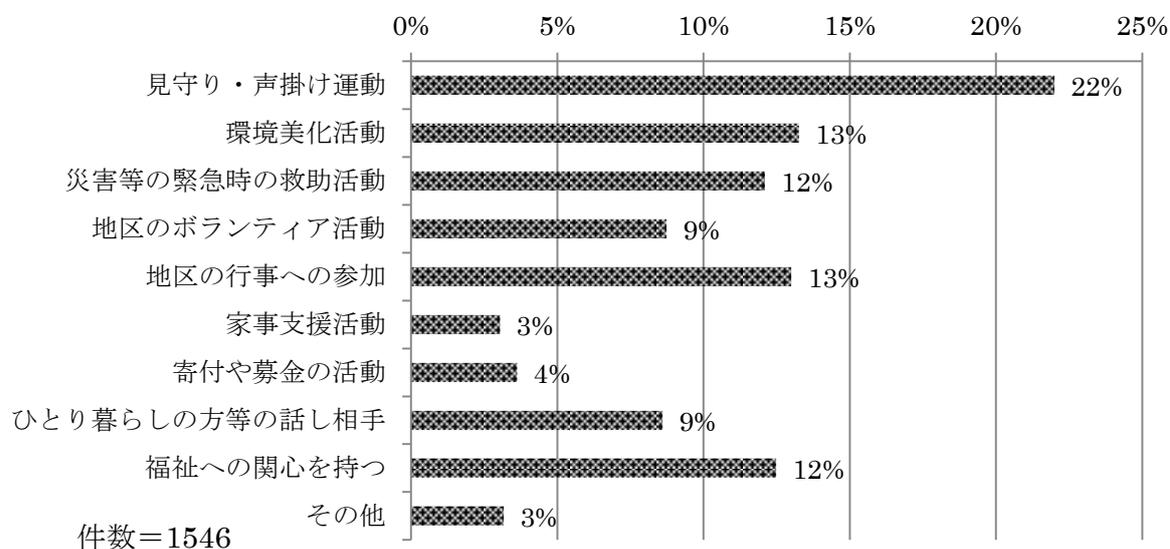
○参加したくない（10%）、参加できない（18%）と回答した方のうち、できない理由として、やりたい活動がない（6%）、活動内容や方法が分からない（9%）方が1割ありました。

○65歳以上の年代を除くと、出来ない理由として、どの年代も時間がないと回答された方が3割いました。



20 地区の人たちが安心して暮らせるようにやっていること

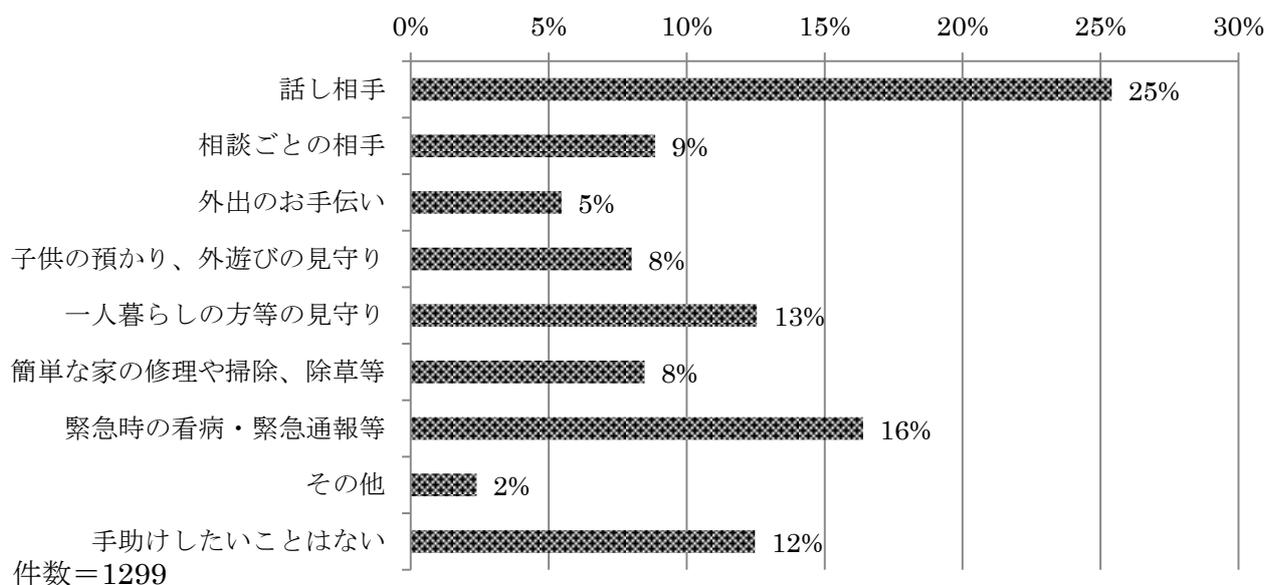
○見守り・声掛け運動（22%）が最も多く、次いで、環境美化活動（13%）、地区の行事への参加（13%）、福祉への関心をもつ（12%）が続いています。



21 近所付き合いで「手助けしたい」と思うこと

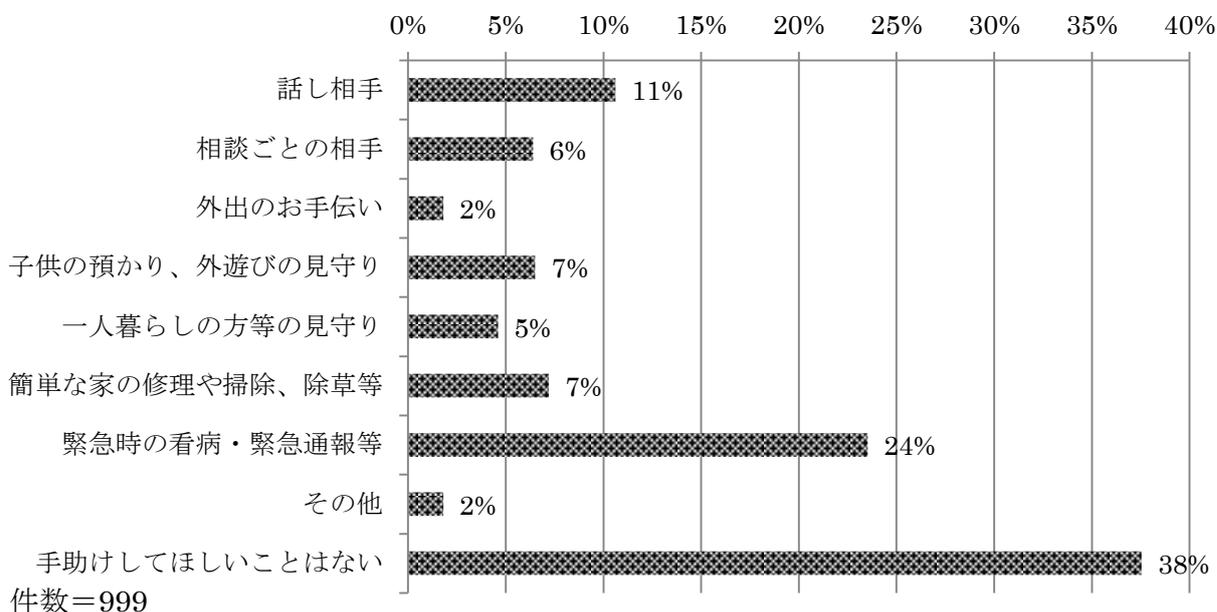
○話し相手が全体の 25%、一人暮らしの方等の見守りが 13%を占めています。

○比較的若い年代では緊急時の看病、緊急通報等を手助けしたい方の割合が高く、年齢が高くなると一人暮らしの方等の見守りを手助けしたい方の割合が高くなっています。



2.2 近所付き合いで「手助けしてほしい」と思うこと

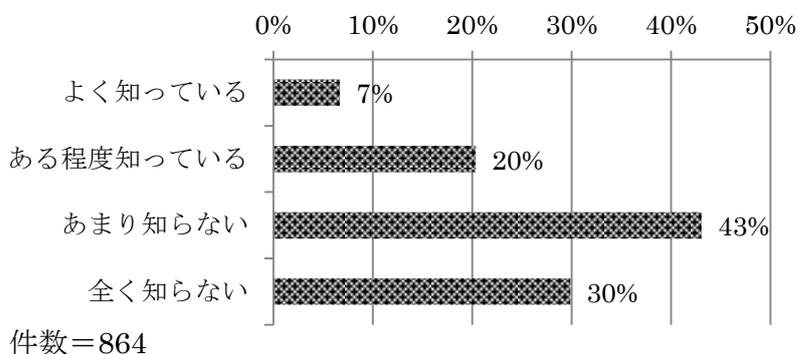
○緊急時の看病・緊急通報等が全体の24%あり、手助けしてほしいことはないと回答された方は、全体の38%でした。



2.3 東浦町社会福祉協議会について知っていますか

○あまり知らない、全く知らないと回答された方が全体の73%でした。

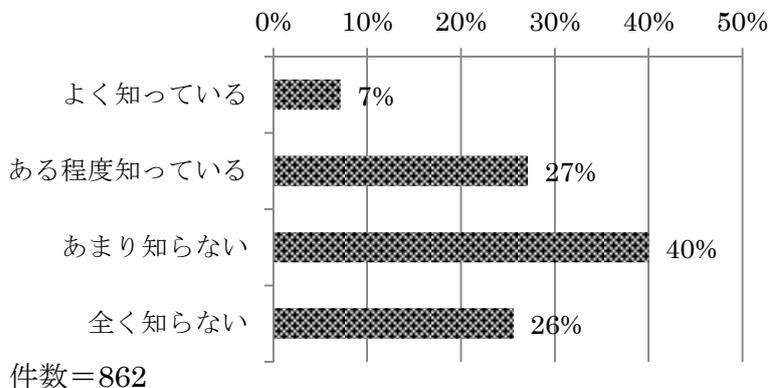
○10代から20代では、全く知らないと回答した方が61%を占めています。



2.4 民生委員・児童委員の活動を知っていますか。

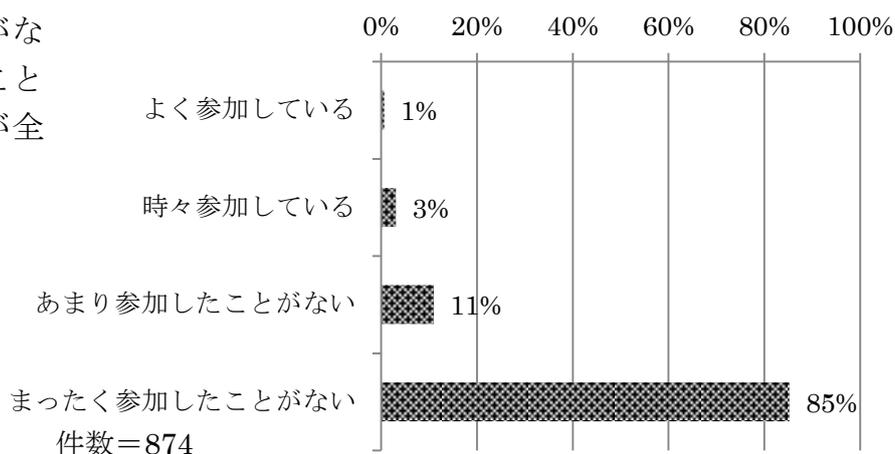
○あまり知らない、全く知らないと回答された方が全体の66%でした。

○社会福祉協議会同様、10代から20代では全く知らないと回答した方が62%であり、年代が上がるにつれてその割合が減少します。



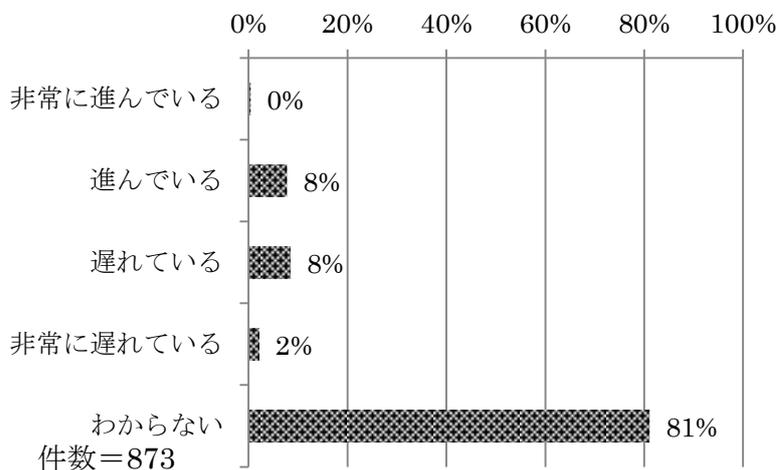
2 5 地区の福祉課題を話し合う会議等に参加したことはありますか

○あまり参加したことがない、まったく参加したことがないと回答された方が全体の96%でした。



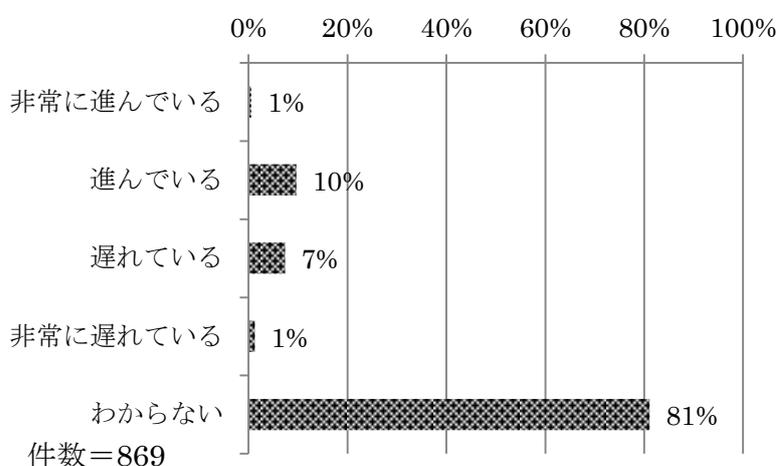
2 6 東浦町の地域福祉に関する行政と住民の協力について

○わからないと回答された方が81%でした。



2 7 福祉サービスの情報提供について

○わからないと回答された方が81%でした。



東浦町地域福祉計画

発 行 平成 28 年 3 月

編集発行 愛知県東浦町 健康福祉部福祉課
〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 0562-83-3111 内線 126・129

FAX 0562-83-9756

E-mail fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp

